

非核兵器地帯と安全保障

——ラテンアメリカ核兵器禁止条約付属議定書Ⅱの研究——

黒 沢 満

目 次

まえがき

一 付属議定書Ⅰの形成過程

- (一) ラテンアメリカ非核化の発端
- (二) ラテンアメリカ非核化準備委員会

二 付属議定書Ⅰに対する核兵器国の態度

- (一) 英国
- (二) 米 国
- (三) フランス
- (四) 中 国
- (五) ソ 連

三 核兵器国の宣言と非核兵器地帯の論点

- (一) 解釈宣言
- (二) 平和目的核爆発
- (三) 通過権
- (四) 適用範囲

四 核兵器の使用禁止

- (一) 核兵器国の宣言
 - (二) 核兵器使用禁止と国連憲章との関連
 - (三) 条約義務違反と核兵器使用禁止義務の解除
 - (四) 付属議定書Ⅰにおける核兵器使用禁止義務の性質と内容
- む す び

核兵器国と非核兵器国が併存する現在の国際社会において、非核兵器国の安全保障を強化する問題、特に非核兵器国に対する核兵器使用禁止の問題が重要な問題となっている⁽¹⁾。

この問題は非核兵器国一般に対する核兵器使用禁止という観点からよりも、一定の条件を備えた非核兵器国に対する核兵器使用禁止というアプローチから議論されている⁽²⁾。その中で最も厳格な条件を備えているのは、非核兵器地帯を構成している非核兵器国である。非核兵器地帯とその安全保障強化との関連について、エプシュタイン(W. Epstein)は以下のように述べている。

それにもかかわらず、非核兵器地帯の考えは明らかによい考えである。それは非核兵器国がそれ自身のイニシアティブと努力によって、より大きな安全保障を確保できる手段を提供する。それはある地域の非核兵器国が核兵器国になるのを防ぐばかりでなく、その地域の国家内に核兵器国が核兵器を設置し配備するのを防ぐことができる。さらにそれは、核兵器国からその地域の国家に対して核兵器の使用または使用の威嚇を行なわないという誓約を得る手段ともなりうる⁽³⁾。

また、非核兵器地帯と核兵器国による地帯の尊重の重要性に関して、「非核化に関する合意の本質は、すべての核兵器国がその地帯の法的地位を厳粛に尊重するという保証である。……核兵器国の保証がなければ、非核兵器国の合意は空虚な安全保障を示す死文に外ならないだろう⁽⁴⁾」と言われている。

非核兵器地帯として現在までさまざまな提案がなされてきたが、実際に成立しているのは、一九六七年二月一日に採択されたラテンアメリカ核兵器禁止条約⁽⁵⁾ (Treaty for the Prohibition of Nuclear Weapons in Latin America) Ⅱトラテロルコ条約 (Treaty of Tlatelolco) のみである。この条約は、この条約の適用地域に対する

核兵器の使用禁止を規定する付属議定書Ⅱを備えている。現在のところ、核兵器の使用禁止を直接かつ明示的に規定している国際条約は、この付属議定書Ⅱのみである。

この付属議定書Ⅱは、条約と同時に、核兵器国の署名および批准のために開放された。そして、一九七九年一月八日にソ連が批准書を寄託することにより、すべての核兵器国（米国、ソ連、英国、フランスおよび中国）が、ラテンアメリカ非核兵器地帯に対して、条約上の義務として核兵器使用禁止の義務を引き受けることになった。このことにより、ラテンアメリカ非核兵器地帯設置の主要な目的、すなわち非核兵器地帯を構成する非核兵器国の安全保障の強化という目的が一応達成されたことになる。

このような状況をふまえて、本稿においては、まずラテンアメリカ核兵器禁止条約付属議定書Ⅱの形成過程およびその法的構造を明らかにし、第二に、この付属議定書Ⅱに対する各核兵器国の対応、並びに各核兵器国の署名と批准に至る過程および署名と批准の際における各核兵器国の宣言の内容を明らかにする。そして第三に、ラテンアメリカ非核兵器地帯の法構造に関して、核兵器国から提出された具体的論点を検討する。最後に、本稿の中心課題である非核兵器地帯の構成国である非核兵器国に対する核兵器使用禁止の問題を、各核兵器国の宣言を考慮しつつ、国連憲章との関連および条約義務違反との関連で検討することにより、ラテンアメリカ核兵器禁止条約付属議定書Ⅱに規定された核兵器使用禁止義務の本質を明らかにする。

(1) たとえば一九七九年の軍縮委員会 (Committee on Disarmament) は、この問題の検討のためアドホックグループを設置しており、そのグループはこの問題に関する報告書を提出して、*Report of the Committee on Disarmament, Volume I, General Assembly Official Records : Thirty-Fourth Session, Supplement No.27 (A/34/27), 1979, pp. 26—29.*)

(2) 非核兵器国に対する核兵器使用禁止の問題、およびさまざまな条件を備えた非核兵器国に対する核兵器使用禁止の問題に

ラテンアメリカ核兵器禁止条約

国家	署名	批准	効力発生
アルゼンチン	1967. 9.27	—	—
パハマ	1976.11.29	1977. 4.26	1977. 4.26
バルバドス	1968.10.18	1969. 4.25	1969. 4.25
ボリビア	1967. 2.14	1969. 2.18	1969. 2.18
ブラジル	1967. 5. 9	1968. 1.29	—
チリ	1967. 2.14	1974.10. 9	—
コロンビア	1967. 2.14	1972. 8. 4	1972. 9. 6
コスタリカ	1967. 2.14	1969. 8.25	1969. 8.25
キューバ	—	—	—
ドミニカ	1967. 7.28	1968. 6.14	1968. 6.14
エクアドル	1967. 2.14	1969. 2.11	1969. 2.11
エルサルバドル	1967. 2.14	1968. 4.22	1968. 4.22
グレナダ	1975. 4.29	1975. 6.20	1975. 6.20
グアテマラ	1967. 2.14	1970. 2. 6	1970. 2. 6
ガイアナ	—	—	—
ハイチ	1967. 2.14	1969. 5.23	1969. 5.23
ホンジュラス	1967. 2.14	1968. 9.23	1968. 9.23
ジャマイカ	1967.10.26	1969. 6.26	1969. 6.26
メキシコ	1967. 2.14	1967. 9.20	1967. 9.20
ニカラガ	1967. 2.15	1968.10.24	1968.10.24
パナマ	1967. 2.14	1971. 6.11	1971. 6.11
パラグアイ	1967. 4.26	1969. 3.19	1969. 3.19
ペルー	1967. 2.14	1969. 3. 4	1969. 3. 4
スリナム	1976. 2.13	1977. 6.10	1977. 6.10
トリニダード・トバゴ	1967. 6.27	1970.12. 3	1975. 6.27
ウルグアイ	1967. 2.14	1968. 8.20	1968. 8.20
ヴェネズエラ	1967. 2.14	1970. 3.23	1970. 3.23

付属議定書 I

国家	署名	批准
フランス	1979. 3. 2	—
オランダ	1968. 3.15	1971. 7.26
英米	1967.12.20	1969.12.11
英米	1977. 5.26	—

付属議定書 II

国家	署名	批准
中	1973. 8.21	1974. 6.12
フ	1973. 7.18	1974. 3.22
ソ	1978. 5.18	1979. 1. 8
英	1967.12.20	1969.12.11
米	1968. 4. 1	1971. 5.12

- （3） 閣しては、拙稿「軍縮と非核兵器国の安全保障——国連軍縮特別総会における議論を中心に——」『国際法外交雑誌』第七八巻第四号、一九七九年九月、一一三六頁参照。
- （4） P. K. Jha, "Treaty for the Prohibition of Nuclear Weapons in Latin America——1967: A Critical Appraisal," *Indian Journal of International Law*, Vol. 8, No. 1, 1968, pp. 71—72.
- （5） ラテンアメリカ核兵器禁止条約（トラテロロコ条約）並びにその付属議定書IおよびIIの署名、批准および効力発生は以下の通りである（一九七九年四月現在）。

一 付属議定書Ⅱの形成過程

(一) ラテンアメリカ非核化の発端

非核兵器地帯設置の考えは、一九五〇年代後半から、中部ヨーロッパに関してポーランドにより主張され、さらにバルカン半島およびアドリア海などに関しても主張されていた。またアフリカに関しても一九六一年の総会決議1652(XVI)は、アフリカ大陸を非核兵器地帯として尊重するよう要請していた。

ラテンアメリカの非核化は、一九六二年一〇月のキューバ危機以前にも主張されていたが、キューバ危機はラテンアメリカ非核兵器地帯設置に向けての決定的な契機となり、ブラジルは一九六二年の国連総会において、全面完全軍縮(議題九〇)の下でラテンアメリカの非核化に関する決議案を提出した。しかしラテンアメリカ諸国内での意見の調整不足や米国の示唆などによりその決議案の表決は延期された。この決議案は、その地帯に対する核兵器の使用禁止に直接言及はしていないが、第二項において、すべての国家に対し、到達されるべき取決めに十分協力すること、およびそれに従ってラテンアメリカ地域を非核兵器地帯とみなして尊重するよう要請している。

総会第一委員会的一般討論において、米国はそのような地域的取決めを歓迎し尊重すると述べていたが、ソ連は、米国がヨーロッパ、中東その他の地域で核戦争の準備を続けている限り、ラテンアメリカの非核化はほとんど意味をもたないと述べていた。⁽³⁾

非核兵器地帯の設置をその地帯に対する核兵器の使用禁止と直接に関連させるといふ主張は、すでにこの時期においても若干の国家により行なわれていた。たとえば、ウクライナは、「中部ヨーロッパに非核兵器地帯の創設を

提案した一九五八年二月一四日のポーランド政府の覚書は、その地域においていかなる核兵器も存在しないこと、およびその地域に対する核兵器の使用禁止という形でその地域の地位を尊重するという核兵器国の約束を予定していた。ラテンアメリカの場合にも同様の約束を規定した方が有益であろう⁽⁴⁾と述べていたし、チエコスロバキアも、「ラテンアメリカ非核化に関する決議案 A/C. 1/L. 312/Rev. 2 の提案国が求めている目的を真に達成するには、その地域の国家は他国からの核の威嚇および圧力に対し保障されなければならない。……さらにそれは、いかなるラテンアメリカ諸国に対しても核兵器を使用せず、核の威嚇を行なわないう、核兵器国を明瞭に拘束すべきである⁽⁵⁾」と主張している。さらにアルジェリアも、核兵器国が非核兵器地帯に含まれる諸国家に厳粛な保証を与えるべきであると考えていた⁽⁶⁾。

ラテンアメリカ非核兵器地帯の設置に向けての具体的な第一歩は、一九六三年四月二九日の五カ国大統領の共同宣言⁽⁷⁾である。これは、メキシコ大統領の呼びかけにより、ポリビア、ブラジル、チリ、エクアドルおよびメキシコが行なった共同宣言であり、その中において、核兵器およびその発射装置の製造、受領、貯蔵、実験を行なわないというラテンアメリカ多数国間協定に署名する用意があると規定している。この宣言は、ラテンアメリカ諸国の行為にのみ言及しており、核兵器国に対する核兵器使用禁止の要請を含んではいないが、前文において、「核戦争に伴う悲劇的な結果からこれらの国家を保護する」という希望を表明している。これは、ラテンアメリカ諸国自身の一定の行動に対応して、核兵器国が核兵器の使用禁止義務を引き受けるようにという希望を表わしているものと考えられる。

一九六三年の国連総会では、「ラテンアメリカの非核化」（議題七四）という議題がブラジルの要請により設けられ、ラテンアメリカ⁽⁸⁾が提出した決議案 A/C. 1/L. 329 を中心にかなり活発な議論が展開された。そこで

核兵器国が非核兵器地帯を尊重すべきであるという主張が、多くのラテンアメリカ諸国およびその他の国家により行なわれた。

メキシコは、「核兵器国は関連国家により自主的に設定された法的状態を尊重するという約束をしなければならぬ」と述べているし、チリも、「国連の全加盟国、特に核兵器国の協力は、ラテンアメリカ諸国がその目的すなわちその地域の非核化を達成するのに不可欠である」と述べている。アルゼンチンも核兵器国がその地域を非核兵器地帯として尊重するという保証の必要性に言及し、そのような保証がなければラテンアメリカ諸国がその自衛の手段を放棄するという合意は全く無意味になるだろうと述べている⁽¹¹⁾。またコロンビアも、「非核化は、それが核兵器国により厳格に尊重される場合にのみ効果的でありうる」と述べ、さらに「いかなる非核化の措置も、すべての核兵器国を拘束する多数国間協定により具体化されなければならない」と主張している⁽¹²⁾。ジャマイカも、主要核兵器国の協力が確保されねばならないと述べ、核兵器国の支持がこの計画の成功に不可欠であると主張している⁽¹³⁾。ラテンアメリカ以外の国家としては、前年と同様にウクライナとチェコスロバキアが積極的な主張をしており、そこでは一般的に核兵器国は非核兵器地帯を尊重すべきであると主張するのみならず、核兵器の使用禁止に直接言及している。たとえばチェコスロバキアは以下のように述べている。

核兵器国は、その地帯の地位を尊重するよう約束しなければならない。すなわち、その地帯に核兵器を導入しないこと、地帯を構成している国家に核兵器を移譲しないこと、それらの国家に核兵器の製造を可能にするような情報を提供しないこと、その地帯内で核兵器国の管轄の下にある領域あるいはその地帯内に設置された軍事基地に核兵器を導入しないこと、およびその地帯内に存在しているかもしれない核兵器を撤去すること。核兵器国はまた、……戦争の場合に非核化された国家に対して核兵器を使用しないという保証を提供しなければならない⁽¹⁵⁾。

さらにポーランドも、特に核兵器国は、非核化された国家により自由に合意された約束を尊重しなければならない⁽¹⁶⁾、核攻撃の標的としてその地帯が侵されないよう尊重しなければならないと主張している。

一九六三年一月二七日に採択された総会決議 1911 (XVIII) は、共同宣言によるラテンアメリカ非核化のインシアティブを満足をもって注目し、その目的達成のためラテンアメリカ諸国が研究を始めるようにという希望を表明した後、第三項において、「満足すべき合意が達成された後適切な時期に、すべての国家、特に核兵器国は本決議で謳われている平和目的の効果的な実現のために十分協力するであろうことを確信する」と規定している。この決議は賛成九〇、反対〇、棄権一五で採択されており、棄権した国家の中には、キューバ、ヴェネズエラ、ソ連および東欧諸国、並びにフランスが含まれていた。

この時期における各核兵器国の態度を検討するならば、まず米国は一九六二年の段階からラテンアメリカの非核化を支持していたが、それはこの非核化が米国の主張する四つの基準、すなわち(1)地域内の自主的なインシアティブによること、(2)地域内の軍事的に重要な国家を含むこと、(3)既存の安全保障体制に影響を与えないこと、(4)十分な管理措置を備えること、にはば合致しているからであった。したがって、「ラテンアメリカ非核兵器地帯は、適切な状況の下では、平和の原因に対する極めて建設的な貢献となるだろうと米国は考える」と述べ、「したがって米国は現在提出されている共同決議案を歓迎し、それを支持するであろう⁽¹⁷⁾」と述べていた。

他方、ソ連は、「ソ連は平和共存の政策を一貫して追求しつつ、核兵器およびミサイルから解放された地帯の創設を常に積極的に支持してきたし、また支持している。そしてそのような措置の実施は平和の強化および全面完全軍縮問題の解決に向けて価値ある貢献をなすであろうと考える。ソ連政府はそのような地帯の創設に協力するといふ意思をしばしば表明してきたし、ソ連は同様の保証が西側核兵器国により与えられることを条件として、いかな

る非核兵器地帯に対してもその地位の維持のために必要な保証を与える用意があることを強調してきた⁽¹⁸⁾と、非核兵器地帯の設置に対する一般的な支持を表明しながらも、ラテンアメリカの非核化に関しては、「米国は、パナマ運河およびプエルトリコを含む米国国境以南の地帯にいかなる核兵器をも配置せず、グアンタナモ基地を含むその大陸の軍事基地を解体するという義務を引き受け、そしてラテンアメリカ非核兵器地帯の国家に対して核兵器を使用しないという保証を与えなければならない⁽¹⁹⁾」と主張し、決議案を支持できないと述べていた。

その他の核兵器国として、英国は決議案に賛成票を投じているが、フランスは棄権している。中国はこの時期にはまだ核兵器国ではないが、非核兵器地帯の設置に関しては一般的な支持を表明していた⁽²⁰⁾。

また一九六四年の第二回非同盟諸国首脳会議は、その宣言において、「非核化の動きを正しい方向へのステップと考え、核兵器国に対し、これらの非核化地帯を尊重するよう要請する⁽²¹⁾」と主張していた。

(二) ラテンアメリカ非核化準備委員会

(1) 予備会合

総会決議1911 (XVIII) に従い、一九六四年一月二三日から二七日にかけてメキシコ市で開かれたラテンアメリカ非核化予備会合 (Preliminary Meeting on the Denuclearization of Latin America) は、ラテンアメリカ七カ国の代表を集め、その決議 I で、「非核化 (denuclearization)」の意味を明らかにし、決議 II により、「ラテンアメリカ非核化準備委員会 (Preparatory Commission for the Denuclearization of Latin America) = COPREDAL」の設置を決定した。

準備委員会の任務は、ラテンアメリカ非核化のための多数国間条約の予備草案を準備することであった。その委

員会が優先すべき任務の事項の一つとして、「⑥ラテンアメリカの非核化に関する法的文書を、そのすべての側面および結果に関して核兵器国が厳格に尊重する、という趣旨の約束を核兵器国から得るための行動」が、その決議により勧告されていた。⁽²²⁾

(2) 第一会期

ラテンアメリカ非核化準備委員会の第一会期は、一九六五年三月一五日より二二日までメキシコ市で開かれ、そこには一八のラテンアメリカ諸国が参加し、その他三カ国がオブザーバーとして参加していた。第一会期の決議「(一)は準備委員会の任務の組織に関するものであり、それにより、核兵器国からラテンアメリカ非核化に関する法的文書を厳格に尊重するという約束を得るための活動は、ワーキンググループCに割り当てられた。このグループは、ボリビア、ブラジル、コロンビア、ドミニカ、ニカラグアおよびヴェネズエラで構成され、本部をニューヨークの国連本部におくこととされた。さらに一八カ国軍縮委員会(ENDC)のメンバーであるブラジルおよびメキシコは、このワーキンググループとENDCとの接触を図るよう求められた。⁽²³⁾

(3) 第二会期

準備委員会第二会期は、一九六五年八月二三日より九月二日まで、一九のラテンアメリカ諸国および米国、英国を含む一〇カ国のオブザーバーの出席の下に開かれた。

ワーキンググループCの報告は、グループCとの接触においてソ連大使はすべてのラテンアメリカ諸国により受け入れられることを条件としてソ連は地帯を「尊重」することを強調したけれども、ソ連はキューバとの連帯を強く示さなければならぬと感じていると述べ、ソ連により示された条件は、実際にはキューバの賛成を得るといふ任務をラテンアメリカ諸国に移譲するものであると述べていた。そしてこの問題に関する報告書の最終的な結論

は、現在のところソ連と米国の立場は調整できないものであり、いかなる妥協も見出し得ないというものであった。⁽²⁴⁾

英国代表との交渉ではあまり困難な問題は生じなかった。⁽²⁵⁾ 他方、フランス代表によれば、ラテンアメリカ地帯のような計画を奨励することは国家の政策に反するものであり、フランスは求められている保証を与えることはできないし、特にフランス政府は核装置を実験するその権利に対するいかなる制限にも反対すると述べている。⁽²⁶⁾ グループCは中国と接触できなかった。しかし中国の一般的な態度は極めて積極的であり、非核兵器地帯に対する核兵器の使用禁止をも主張している。⁽²⁷⁾ グループCは結論として、地帯の境界および検証手続においてさらにもっと進展がみられるまで、委員会は核兵器国からもっと明確な保証を得ようとすることはできないと述べていた。⁽²⁸⁾

準備委員会においては、フランスの極めて否定的な態度に関して議論がなされた。また核兵器国からの保証に関して、ブラジルおよびアルゼンチンは、核兵器国は非核兵器地帯条約の当事国に対して核兵器の使用または使用の威嚇を行なわないという明白な保証を、条約が発効する以前に、すべての核兵器国から得ることを要求した。それに対してメキシコは、国連総会決議の形での比較的弱い保証を支持していた。⁽²⁹⁾

第二会期の決議⁽³⁰⁾ (II)は、準備委員会議長並びにワーキンググループAおよびCの議長から構成される交渉委員会 (Negotiating Committee) の設置を決定し、国連総会第二〇会期において関連国家と交渉するよう指示した。⁽³⁰⁾

(4) 第三会期

準備委員会第三会期は一九六六年四月一九日より五月四日まで、二一のラテンアメリカ諸国並びに米国、英国、フランスを含む一六カ国および二国際機構からのオブザーバーの出席の下に開かれた。

第二会期で設置された交渉委員会は、第三会期までの間、特に国連総会第二〇会期で核兵器国と交渉にあたった

が、条約が最終的に確定されそれを検討するより前に約束を与えるのは困難であるという核兵器国の一般的な態度が顕著であった。英国は、通過の問題に危惧を表明したが、核兵器国の中でも最も好意的な態度を示し続けた。フランスは、検討すべき完成された文書ができた時に慎重な考慮を払うであろうと述べていた。ソ連は、米國が国境以南に核兵器を配置しないことを約束し、かつその地域における軍事基地を解体しなければならぬという主張を繰り返していた。⁽³¹⁾

米國は、軍備管理軍縮庁事務局長フォスターからの書簡⁽³²⁾で一九六五年二月一〇日にその態度を明らかにしている。その書簡において、米國は、ラテンアメリカ非核兵器地帯のような非核兵器地帯の創設を支持すると述べてつ、ヴァージン諸島およびプエルトリコは含まれないこと、すでに確立された通過権が影響されないものとしてパナマ運河地帯を含めることに賛成できるし、キューバが参加すればグアンタナモを含めることにも合意できること、さらにその地域のすべての國家が参加すべきであること、および検証が十分行なわれるべきであることなどを明らかにした。

準備委員会においては、核兵器國がこの地帯の地位を尊重する形態に関して大きな対立が存在していた。調整委員会 (Co-ordinating Committee) の提案によると、核兵器國がラテンアメリカ非核化の法的地位を尊重する手続は以下の通りである。⁽³³⁾

(1) ラテンアメリカ非核化条約が署名された場合、そのテキストは決議 1911 (XVIII) との関連で国連総会の文書として配布するために国連事務総長に送付される。

(2) 条約署名直後の総会の会期において、署名國は「ラテンアメリカ非核化条約」と題する議題を総会の議題に含めるよう要請する。

(3) 署名国(またはそのグループ)は、そうすることを望む他の国連加盟国と共に、その議題を取り扱う責任のある総会の委員
会に決議案を提出する。その決議案は適當と考えられる他の規定とともに、次の二つの規定を含む。それによると委員会は、

(a) ラテンアメリカ非核化条約ができるだけ有効であるためには、すべての国家そして特に核兵器国は、どのような理由であ
れ条約の諸規定の誠実な遵守を害するようないかなる行動をも、直接または間接に、とらないよう約束すべきであることを認
め、

(b) この決議に賛成投票するかまたは後にそれを支持するいかなる国家も、前項に言及されている約束を自動的に引き受けた
ものと宣言する。

この提案については、「この手続は、それが効力をもつようになる際の単純性と簡便性とは別に、核兵器国のみ
ならず世界中のすべての国に対し——それらが現在国連の加盟国であろうとなかろうと——それらが望むいかなる
時にでも問題の約束を自動的に引き受けることを可能にさせるという利点をもつだろう」というコメントがつけら
れている。この考えは、主としてメキシコ、チリ、エクアドル、エルサルバドル、ハイチの見解を表わしていた。

他方、ブラジル・コロンビア提案は保証に関する議定書⁽³⁵⁾を備えており、これは条約と不可分の一体をなすもの
として、米国、フランス、英国、ソ連および中国が署名および批准するものとなっていた。第一条はラテンアメリ
カの非核化の地位の尊重を規定し、第二条は、条約で禁止されている行為の実施をいかなる方法においても促進し
ないことを定め、核兵器の使用禁止に関する第三条は以下のように規定していた。

第三条 下名の全権委員に代表される政府はまた、この議定書が付属している多数国間条約の締約国に対し、その条約が効力
をもつ間、それらの政府は上述の条約に定められる地域に含まれる領域のいかなる部分に対しても、またいかなる種類の核兵器
の使用に関してもイニシアティブをとらないという完全な保証を、同様のコミットメントが核兵器を保有する他のすべての国家
により引き受けられることを条件として、与えることを約束する。

これらの二つのグループの対立は、条約の効力発生条件に関する考え方の相違にも起因していた。メキシコを中心とする調整委員会案の考えでは、条約はそれに批准もしくは加入した国家の間で、その批准書または加入書を寄託した日に効力を発生すると規定されており、個別的に効力が発生するように予定されていた。

他方、ブラジル・コロンビア案では、条約の効力発生は以下の四条件が満たされた時となっていた。

- (1) ラテンアメリカ諸国による批准書の寄託。
- (2) すべての核兵器国による保証に関する付属議定書Ⅰの署名と批准。
- (3) 北緯三〇度以南の西半球にある領域に法上または事実上国際責任をもつすべての国家の政府による保証に関する付属議定書Ⅱの署名と批准。

(4) 国際原子力機関の保障措置制度の適用に関する協定の締結。

ブラジルは、国連総会決議によって核兵器国から保証を求めるといふ委員会の計画は、何らかの意味をもつためにはあまりにも漠然としており、弱いものであると述べ、アルゼンチンも、地帯内のすべての国家の安全保障を確保するためには、この地帯に影響を与える立場にあるすべての国家から拘束力ある保証を得ることが必要であると述べている。⁽³⁶⁾ このブラジル・コロンビア案の目的は、「ラテンアメリカ諸国が拘束される前に、キューバおよびソ連の遵守を得ようとするものであった⁽³⁷⁾」と言われている。

それに対してメキシコは、核兵器国による正式の保証の問題に関して、メキシコ政府はその考えが望ましいと考えるとしながらも、それが条約の効力の前提条件とは考えられないと述べており、チリは、ブラジル・コロンビア案の下で提案されている別個の議定書による保証という考えを支持したが、それに付け加えて、国連決議によって条約のより普遍的な支持を得るといふ考えにも賛成していた。⁽³⁸⁾

第三会期の決議 14 (III) に含まれる「ラテンアメリカ非核化条約の準備提案」に対して、特に核兵器国からの保証に関して、英国は一九六六年八月二四日の覚書において以下のように述べている。

第一案に関するノートは、国連総会の決議によって核兵器国から保証を得ることに言及している。このことは我が政府にとって受け入れ難いように思われる。なぜなら総会決議は（ここでは関連のない一、二の例外はあるが）何ら強制的な効果をもたないもので、それに賛成した諸国家に対し契約上の義務を課すことはできないからである。したがって我が政府は、このような行動の法的可能性に関して、および国連においてこの種の先例をつくらることが望ましいかどうかに関して疑問をもっている。したがって、核兵器国に対し適切な付属議定書に署名し批准するよう要請することによって核兵器国からの保証を求めようとするもう一つの方法が、法的観点からみて選ばれるべきである。⁽³⁹⁾

米国は、一九六六年八月二九日の覚書において、まず保証を与える時期に関して、ブラジル・コロンビア案は条約の効力発生以前に、核兵器国が保証の議定書に署名し批准することを求めており、メキシコを中心とする委員会案は条約が署名された後に、国連総会決議により核兵器国が非核兵器地帯を尊重するという約束を得ることとしているが、米国は地帯の効力発生以前に核兵器国から尊重の保証を得ることが必要だとは考えない、と述べている。⁽⁴⁰⁾

保証の形態に関しては、米国は英国と同様の意見であり、調整委員会案に含まれたタイプの決議は、総会決議に賛成することにより拘束力ある条約のようなコミットメントが引き受けられると仮定しているが、総会決議は勧告的なものであり、そのような矛盾する実行をうちたてようとする努力を受け入れることはできないし、憲法上の困難な問題を引きおこすと述べた。そして「もし準備委員会が非核兵器地帯を尊重するという拘束力あるコミットメントを核兵器国から求めようとしているのであれば、議定書を用いるのが最も適切な方法であると考える」と述べるとともに、「もしそれほど正式でなくもっと一般的なコミットメントが締約国の必要に合致するならば、委員会

は上に述べたような勧告的な総会決議を用いるか、またはそれぞれの核兵器国から非核兵器地帯を尊重するという個別的な意図の宣言を要請することを考慮してもよいだろう」と述べている。⁽⁴¹⁾

(5) 第四会期

準備委員会第四会期は一九六六年八月三〇日に予定されていたが、その時期までに条約案の対立点が解消されなかったため延期され、一九六七年一月三一日から二月一四日まで、二一のラテンアメリカ諸国の代表と、米国、英国、フランスを含む二二カ国および国際原子力機関のオブザーバーの出席の下に開かれ、二月一四日に準備委員会が全会一致で採択した決議 21 (IV) により、「ラテンアメリカ核兵器禁止条約」の採択および署名のための開放を決定した。

第三会期で一致のみられなかった核兵器国からの保証に関しては、付属議定書を主張していたブラジル・コロンビア案が採択され、保証の形態としては、条約と不可分の一体である付属議定書による法的拘束力のあるコミットメントの形をとることに決定された。しかしこれと関連する条約の効力発生の問題は委員会案とブラジル・コロンビア案との妥協が図られた。すなわち条約第二八条は、第一項で効力発生要件として、(a) すべてのラテンアメリカ諸国の批准書の寄託、(b) すべての関係国による付属議定書Ⅰの署名および批准、(c) すべての核兵器国による付属議定書Ⅱの署名および批准、(d) 国際原子力機関の保障措置の適用に関する協定の締結、の四条件をブラジル・コロンビア案に従って挙げているが、第二項において、すべての署名国は第一項に掲げる要件の全部または一部を放棄する絶対的権利を有すると規定することにより、調整委員会案に依っている。

付属議定書Ⅱは、第一条で核兵器国によるラテンアメリカの非核化の規則の尊重を規定し、第二条で条約第一条の義務の違反となる行動の遂行を助長しないことを定め、議定書の中心部分である核兵器の使用禁止に関する第三

条は以下のように規定している。

第三条 下名の全権委員によって代表される政府は、また、ラテンアメリカ核兵器禁止条約の締約国に対し、核兵器を使用しないことまたは使用するとの威嚇を行なわなないことを約束する。

この第三条はブラジル・コロンビア案と似かよっているが、次の二点において異なっている。まず第一に、ブラジル・コロンビア案は、「いかなる種類の核兵器の使用に関してもイニシアティブをとらないという完全な保証を与える」と規定されていたが、付属議定書Ⅱは、「核兵器を使用しないことまたは使用するとの威嚇を行なわなないことを約束する」と規定することにより、使用の禁止を一層明確にすると共に、それと並んで「使用するとの威嚇」をも禁止している。これは国連憲章第二条第四項の文言に似せたものであり、このことにより核兵器に関する禁止の範囲は元の案より広くなっている。

第二に、ブラジル・コロンビア案には、「同様のコミットメントが核兵器を保有する他のすべての国家により引き受けられることを条件として」という文言が挿入されていた。ブラジル・コロンビア案は、条約の効力発生にもすべての核兵器国による付属議定書の署名および批准という条件を備えていたし、付属議定書は条約と同じ有効期間をもつとされていたので、上述の文言は効力発生に関しての前提条件とされていた。

しかし採択された条約は、その効力発生に関して個別的な効力発生の可能性に道を開いたのであり、それと共に他のすべての核兵器国による同様のコミットメントの受諾という条件も削除され、「この議定書は、これを批准した国について、それぞれの批准書の寄託の日に効力を発生する」(第五条)ものとされた。⁽⁴²⁾

付属議定書Ⅱの第三条で核兵器の使用もしくは使用の威嚇に対する保証を与えられる国家は、この条約の「締約国」であるが、ここでの「締約国」の意味は、条約に署名および批准を行なうだけでなく、さらに第二八条第一項

の四条件が満たされていない場合には、その要件を放棄することによって実際に条約が適用されるようになっていく国家を意味する。

この付属議定書Ⅱの有効期間は条約と同一であり、それは無期限である（条約第三〇条）と規定されており、領域の定義（条約第三条）、核兵器の定義（条約第五条）、批准（条約第二六条）、留保（条約第二七条）、廃棄（条約第三〇条）、正文（条約第三一条）に関する条約の規定は、付属議定書Ⅱについて適用すると規定されている。

- (1) A/C. I/L. 312/Rev. 2, 15 November 1962, in *Documents on Disarmament 1962*, pp. 1056-1057.
- (2) A/C. I/SR. 1267, 6 November 1962, para. 23.
- (3) A/C. I/SR. 1279, 16 November 1962, para. 24.
- (4) A/C. I/SR. 1276, 15 November 1962, para. 5.
- (5) A/C. I/SR. 1280, 19 November 1962, para. 36.
- (6) A/C. I/SR. 1280, 19 November 1962, para. 31.
- (7) Five-Power Declaration on the Denuclearization of Latin America, 29 April 1963, in *Documents on Disarmament 1963*, pp. 182-183.
- (8) ホリビブ、ブラジル、チリ、コスタリカ、エクアドル、エルサルバドル、ハイチ、メキシコ、ウルグアイおよび後に参加したホンジュラス。

- (9) A/C. I/SR. 1333, 11 November 1963, para. 18.
- (10) A/C. I/SR. 1333, 11 November 1963, para. 22.
- (11) A/C. I/SR. 1335, 13 November 1963, para. 17.

- (2) A/C.1/SR. 1336, 14 November 1963, para. 2.
- (3) A/C.1/SR. 1339, 18 November 1963, paras. 8-9.
- (4) A/C.1/SR. 1339, 18 November 1963, para. 15.
- (5) A/C.1/SR. 1340, 19 November 1963, para. 8.
- (6) A/C.1/SR. 1341, 19 November 1963, para. 3.
- (7) A/C.1/PV. 1335, 13 November 1963, in *Documents on Disarmament 1963*, pp. 582-583.
- (8) ENDC/PV. 152, 16 August 1963, in *Documents on Disarmament 1963*, p. 387.
- (9) A/C.1/PV. 1340, 19 November 1963, in *Documents on Disarmament 1963*, pp. 608-609.
- (10) ~~21-22~~ Statement by the Chinese Communist Regime, 31 July 1963, in *Documents on Disarmament 1963*, p. 272.; Chinese Communist Statement on the Soviet Union and the Test-Ban Treaty, 15 August 1963, in *ibid.*, p. 362.
- (11) Declaration by the Second Conference of Heads of State or Government of Nonaligned Countries, 29 October 1964, (A/5763), in *Documents on Disarmament 1964*, pp. 444-445.
- (12) Final Act of the Preliminary Meeting on the Denuclearization of Latin America, (A/5824), in Alfonso Garcia Robles, *The Denuclearization of Latin America*, 1967, pp. 73-78.
- (13) Final Act of the First Session of the Preparatory Commission for the Denuclearization of Latin America, (A/5912), in *ibid.*, p. 84.
- (14) John Robert Redick, *The Politics of Denuclearization: A Study of the Treaty for the Prohibition of Nuclear Weapons in Latin America*, 1970, pp. 141-142.
- (15) *Ibid.*, p. 142.

- (92) *Ibid.*, p. 143.
- (93) 日米交渉 Peiping People's Daily Editorial on Nuclear Disarmament, 22 November 1964, in *Documents on Disarmament 1964*, p. 484.
- (94) John Robert Redick, *op. cit.*, p. 143.
- (95) *Ibid.*, pp. 167-168.
- (96) Final Act of the Second Session of the Preparatory Commission for the Denuclearization of Latin America, (A/5985), in Alfonso Garcia Robles, *op. cit.*, p. 93.
- (97) John Robert Redick, *op. cit.*, pp. 175-177.
- (98) Letter from ACDA Director Foster to Chairman Garcia Robles : U. S. Attitude Toward Latin American Nuclear-Free Zone, 10 December 1965, in *Documents on Disarmament 1965*, pp. 626-627.
- (99) Final Act of the Third Session of the Preparatory Commission for the Denuclearization of Latin America, (A/6328), in Alfonso Garcia Robles, *op. cit.*, pp. 131-132.
- (100) *Ibid.*, p. 132.
- (101) *Ibid.*, pp. 133-134.
- (102) John Robert Redick, *op. cit.*, pp. 197-198.
- (103) Hugh B. Stinson and James D. Cochran, "The Movement for Regional Arms Control in Latin America," *Journal of Inter-American Studies and World Affairs*, No. 13, January 1971, p. 9.
- (104) John Robert Redick, *op. cit.*, p. 199.
- (105) Note Addressed to the Chairman of the Preparatory Commission by the British Ambassador to Mexico, 24

August 1966, in Alfonso Garcia Robles, *op. cit.*, p. 146.

(40) Note Addressed to the Chairman of the Preparatory Commission by the United States Ambassador to Mexico, 29 August 1966, in Alfonso Garcia Robles, *ibid.*, p. 151.

(41) *Ibid.*, p. 151.

(42) ソ連は、非核兵器地帯一般に関して常にそれを尊重する義務を負う用意があると述べていたが、その場合にいつも、「他の(すべての)核兵器国が同様の義務を引き受けることを条件として」という文言を含んでいた。

二 付属議定書Ⅱに対する核兵器国の態度

第一章で明らかのように、付属議定書Ⅱは条約と不可分の一体として作成され、核兵器国の署名および批准を必要とする正式の国際文書として作成された。そこで本章においては、付属議定書Ⅱに対する署名および批准の主体となるべき核兵器国がこの付属議定書Ⅱに対してどのような態度をとったかを明らかにするとともに、すべての核兵器国による署名および批准へと導いた要因、さらに署名や批准に際して核兵器国が主張した論点などを明らかにする。

核兵器国は、一般的に言えば、非核兵器地帯の設置に好意的であると考えられる。これは非核兵器地帯の設置が核兵器不拡散体制を補完し強化するという側面を持つからであり、核兵器国の増加を未然に防止しうるからである。さらにそのことが国際の平和と安全に、間接的であれ、貢献するものと考えられているからである。非核兵器地帯を一般的、抽象的に論じる場合には、核兵器国はそれに対して一般的な支持を与えているが、非核兵器地帯が

具体的な地域に関して議論される場合には、核兵器国の態度はそれほど一貫した明確なものではない。すなわち個別的で具体的な場合には、核兵器国自身およびそれを取り巻く諸国の安全保障上の考慮が優先される傾向にある。したがって原則的には賛成だと言いながらも、さまざまな条件を付加することによって実質的には非核兵器地帯の設置に反対している場合もありうる。

ラテンアメリカ非核兵器地帯の設置に関しても、核兵器国は安全保障上やその他のさまざまな理由により、付属議定書Ⅱに対する署名および批准を遅らせてきた。英国および米国は比較的早い時期に署名し批准したが、フランスおよび中国は条約採択後六、七年経過して署名および批准を行なった。ソ連は条約の不完全性を口実に付属議定書Ⅱの署名を長い間渋っていたが、国連軍縮特別総会の直前にやっと署名し一九七九年に批准を行なったのである。それは条約採択後一二年も経過してからであった。

しかし一九七九年に至ってすべての核兵器国が付属議定書Ⅱに署名および批准を済ませ、すべての核兵器国が核兵器使用禁止の義務を引き受けることになったことは極めて意義深いことであり、本章においてはそれぞれの核兵器国の付属議定書Ⅱに対する態度を検討する。

(一) 英 国

英国はラテンアメリカ非核兵器地帯に対して最も積極的な態度を示してきた国であり、一九六三年の国連総会において、非核兵器地帯は一定の基準に合致するならば有益なものであるとして、(1)非核兵器地帯を形成するという決定が関連国家により自発的に行なわれること、(2)非核兵器地帯の創設は現存の軍事バランスを害してはならないこと、(3)当該地域のすべての国家が地帯に含まれることが望ましいこと、(4)非核兵器地帯を設置するいかなる協定

も効果的な検証措置を含むべきであること、の四つの基準を示し、ラテンアメリカ非核兵器地帯はこれらの基準のほとんどに合致しているように思える」と述べ、⁽¹⁾ 総会決議 911 (XVII) に賛成票を投じている。

英国はラテンアメリカ非核化準備委員会の第二、三、四会期にオブザーバーを派遣している。第二会期における準備委員会のワーキンググループCの報告でも、英国代表との話し合いではあまり問題が生じなかつたと報告されているし、⁽²⁾ 第三会期の交渉委員会においても、英国は、査察、検証および管理に関する条項を注意深く検討し、一定の条項が原子力推進の海洋船舶の活動を制限するように思えるという危惧を表明していたが、この計画に對し引き続き好意的な考慮を払うことを約束していたと述べられている。⁽³⁾

第三会期で採択された「ラテンアメリカ非核化条約の準備提案」に對して英国は詳細なコメントを送付している。そのコメントにおいて、領域の定義（第二条）に對して大陸棚を条約適用区域に含むことに対する反対を明らかにし、核兵器の定義（第三条）に對して、軍事的および平和目的のために原子力により推進される船舶は禁止されていないと理解すると述べ、平和目的核爆発（第一三条）は禁止されるべきであると主張し、効力発生（第二三条）との関連で核兵器国からの保証は国連総会決議よりも付属議定書による方がよいと述べた。⁽⁴⁾

一九六七年度の国連総会において、英国は付属議定書Ⅱに對する署名の意思を明確に表明し、以下のように述べた。

付属議定書Ⅱに關して、英国政府は、条約の締約国に對して核兵器を使用せずまたは使用の威嚇を行なわないう、議定書に規定された義務を受諾する。他のすべての国連加盟国と同様に、我々は武力の使用または威嚇を行なわないう、憲章により課された義務を受け入れている。我が国は核兵器であれその他のものであれ、侵略の目的でいかなる兵器をも使用しないであらうことを私は繰り返す。もちろん我が政府は、締約国による攻撃が核兵器国により支持されているというような事態はありえ

ないと考えるが、そのような場合には、議定書の下でのそのコミットメントを検討しなければならないだろう。⁽⁵⁾

ここにおいて英国は付属議定書Ⅱに対する署名の意思を明らかにしているが、それを国連憲章第二章第四項における武力の使用または威嚇の禁止の一部としてとらえている。また特に侵略の目的による使用の禁止を強調している。さらに締約国による攻撃が核兵器国により支持されているような事態においては、核兵器の使用の禁止または使用の威嚇の禁止から解除される可能性を示唆している。さらに平和目的核爆発に関して、英国の解釈を明らかにしている。⁽⁶⁾

英国は、核兵器国の中で最初に一九六七年二月二〇日に付属議定書Ⅱに署名し、一九六九年二月一日に批准した。その署名と批准に際して、英国は以下のような宣言を行なっている。

(1) 条約第三条において、「領域」という用語は領海、領空および当該国が「自国の法令」に従って主権を行使するその他の空間を含むと定義されているが、英国は、付属議定書の署名あるいは批准が、英国からみて国際法の関連規則に一致しないかなる法令の承認をも意味するものとみなさない。

(2) 条約第一八条は、第一条および第五条と関連づけて読まれるならば、技術の進展により兵器目的に用いることのできないような爆発装置の開発が可能でない限りおよび可能になるまでは、条約締約国に対して平和目的の核爆発装置の爆発を行なうことを許していない。

(3) 英国政府による付属議定書の署名または批准は、条約適用区域内にあり英国がその国際関係の責任を負っている領域の法的地位に何ら影響を与えないものとみなされえない。

(4) 英国政府は、条約締約国による侵略行為が核兵器国により支持されている場合には、付属議定書Ⅱの規定で約束しているとみなされる範囲を再検討する自由をもつ。

(5) 付属議定書Ⅰ第三条の義務を、付属議定書Ⅰの領域にも拡大する。

英国はさらに一九七五年に、「非核兵器地帯の包括的研究」との関連で、平和目的核爆発に関する立場の表明のほか、通過の問題に関して、外国の軍用航空機あるいは軍艦が領空や領海を通過することを許可しまたは拒否するという国際法に従った現存の権利に影響を及ぼす必要はないことを主張している。さらに公海の部分をも含むような非核兵器地帯の拡大に関して、英国による付属議定書の批准は、非核兵器地帯は一般に認められた航行の自由という原則を妨害してはならないという英国の立場と矛盾するものではないことを強調している。⁹⁾

(二) 米 国

米国は一九六二年の国連総会での討議において、非核兵器地帯に関するラテンアメリカの地域的取決めを歓迎し尊重すると発言していた。⁹⁾ 一九六三年には米国は、「ラテンアメリカ非核兵器地帯は適切な条件の下で、平和の目的に極めて建設的に貢献するだろう」と述べ、総会決議1911 (XVIII) に賛成投票している。また米国はラテンアメリカ非核化準備委員会にも積極的に関心を示し、第二、三、四会期にオブザーバーを派遣している。

米国は非核兵器地帯に関して、英国と同様に四つの基準を繰り返し明らかにしている。すなわち、(1)非核兵器地帯のイニシアティブがその関連地域の内部から生じること、(2)その地帯はその国の参加が必要だと考えられるすべての国家を含むこと、(3)地帯の創設が必要な安全保障取極を害しないこと、(4)地帯の遵守を確保するため国際的な検証措置を備えること、の四条件である。

一九六五年一月二〇日の米国防務管理軍縮庁から非核化準備委員会への書簡⁽¹¹⁾において、米国は以上の四つの基準を満たしているラテンアメリカ非核兵器地帯のような非核兵器地帯の創設を支持すると述べ、米国の立場を明らかにしている。また適用領域に関して、米国領土であるヴァージン諸島および米国と不可分の関係にあるプエルト

リコを含めることはできないが、パナマ運河地帯に関しては、すでに確立している通過権が非核兵器地帯の設置に当然影響されないものとしてそれを含めることに同意できるし、グアンタナモもしキューバが参加するならば含めることに同意しうると述べた。

一九六六年八月二十九日に米国より準備委員会にあてられた覚書は、準備委員会第三会期で採択された「ラテンアメリカ非核化条約の準備提案」に対する米国政府の公式のコメントを含むものであり、その中において米国は以下のような主張を行なっている。まず第一条の義務、第三条の核兵器の定義、第八条の管理制度、第一三条の平和目的の核爆発に関して、これらの規定はすべての核爆発物の開発を禁止するように変更すべきであると主張している。次に第一条の義務に関して、米国は、提案されている条約は西半球における通過の自由を制限するような何らの禁止も規定していないものとみなすと述べ、通過の権利を強調している。さらに第二条の領域の定義に関して、「自国の法令に従って」という文言の削除を示唆している。第二三条の効力発生に関して、米国は地帯の効力が発生する以前に核兵器国から尊重の保証を得ることは必要ではないと述べ、核兵器国の保証は議定書を用いるのが最も適切な方法であるとしている。

一九六七年の国連総会において、米国は、「ラテンアメリカ核兵器禁止条約に関して一九六七年二月二日にラテンアメリカ非核化準備委員会によりとられた決定を心から支持する」と述べ、付属議定書Ⅱに関して、「全体的な安全保障取極および付属議定書Ⅱに含まれる嚴重な義務にかんがみて、我が政府は議定書Ⅱに署名する可能性について極めて注意深くかつ好意的な考慮を払っている」と述べた。さらに、条約を満足をもって歓迎し、核兵器保有国に対してできるだけ速やかに付属議定書Ⅱを署名し批准することを要請している総会決議 2286 (XXII) に、米国は賛成投票している。

条約が採択されたちようど一年後の一九六八年二月一四日に、ジョンソン大統領は米国がラテンアメリカ核兵器禁止条約の付属議定書Ⅱに署名すると発表した。この声明はさらに、通過の問題、平和目的核爆発の問題に言及し、ラテンアメリカ人民との特別な歴史的な関係を確認⁽¹⁶⁾している。

一九六八年四月一日に、米国は付属議定書Ⅱに署名したが、その署名に際して以下のような声明を行なっている。⁽¹⁶⁾

- (1) 条約および議定書は、領域的主張の国際的地位に何らの効果ももたないものと理解する。
- (2) 米国は、各締約国が、国際法の原則と規則に従い、条約の規定に影響されることなく、非締約国に通過権を与えるかまたは拒否するかの排他的な権限をもつ、という準備委員会の解釈に注目する。
- (3) 締約国に対して核兵器を使用せずまたは使用すると威嚇を行なわないという議定書Ⅱ第三条を引き受けることに関して、米国は、締約国による武力攻撃が核兵器国に援助されている場合には、条約第一条の下における締約国の義務と矛盾するものと考えざるをえないであろう。
- (4) 平和目的核爆発に関連して、米国は第五条に含まれる定義は必然的にすべての核爆発装置をも含むものであると理解する。したがって第一条および第五条は第一八条第一項の下での締約国の活動を制限するというのが我々の理解である。米国は平和目的核爆発に協力する用意がある。
- (5) 付属議定書Ⅱ第三条の義務を付属議定書Ⅰの領域にも拡大する。

一九七一年六月一日に米国は付属議定書Ⅱを批准したが、その際に署名時と同様の「了解および宣言」⁽¹⁷⁾を行なっている。なお声明の(1)に関してはその内容がさらに明確に説明され、「米国政府は条約第三条の『自国の法令』への言及は、国際法の規則に一致しかつこれらの規則に一致した主権の行使を伴うような法令のみに関係するものと理解する。したがって米国政府による付属議定書Ⅱの批准は、この条約、その議定書の目的のために、あるいは

その他の何らかの目的のために、米国の観点からして国際法の関連規則に一致しないいかなる法令の承認ともみなされえない」ことが明らかにされている。

なお付属議定書Ⅱに関するニクソン大統領から上院へのメッセージにおいて、「条約に拘束されているラテンアメリカ諸国に対してこれらの義務を引き受けることは、米国の最大の利益になる。この非核兵器地帯を創設することにより、ラテンアメリカ諸国は西半球における平和と安全に重要な貢献をなしている。米国による付属議定書Ⅱの批准はラテンアメリカ非核兵器地帯に対する支持を示すのみならず、核兵器不拡散条約のような他の軍備管理に対する我々の努力を強化するであろう」と述べている。⁽¹⁸⁾

(三) フランス

一九六〇年に核兵器国となったフランスは独自の核戦略を強く求めており、ラテンアメリカ非核兵器地帯の設置に関しても極めて消極的な態度を示していた。一九六三年の国連総会の「ラテンアメリカ非核化」の議題の下では何ら発言せず、その総会で採択された決議1611(XVII)には棄権している。

ラテンアメリカ非核化準備委員会第二会期におけるワーキンググループCの報告によれば、フランスは求められている保証を与えることはできないであろうこと、および特に、フランス政府は核装置を実験するその権利に対するいかなる制限にも反対することが明らかにされ、⁽¹⁹⁾さらにグループAの報告によれば、フランス代表はフランス領ギアナが将来において核発射装置の実験に使用されるかもしれない可能性に言及している。⁽²⁰⁾

フランスはラテンアメリカ非核化に対し消極的な態度を表明していたが、第三会期および第四会期にはオブザーバーを派遣している。それに先立つ交渉委員会との接触において、フランスがそれを支持するかどうかの問題は、

検討すべき文書が完成された時に注意深く考慮されるであろうと述べている。⁽²¹⁾

準備委員会第三会期で採択された「ラテンアメリカ非核化条約の準備提案」に対するフランスの覚書は、一九六六年七月二六日に準備委員会議長あてに送付された。そこにおいてフランスは、フランス政府は交渉に参加しないので委員会のメンバーがその任務を完成するまで事実についての完全な知識をもってフランスの見解を示すことはできないとしながらも、このことはフランスが関連諸国により自主的にとられている核兵器拡散防止の試みを好意的にみていることを意味するのではないと述べ、ラテンアメリカ諸国に関してその地域で軍事的性質の核活動の開発を促進するようないかなる行動をもとらないというフランスの意図を表明している。さらにそこにおいて核実験を行なう意図がないこと、および特にギアナの宇宙センターの活動は特殊なロケットの実験および衛星の発射のみに関係することを明らかにしている。

条約が採択された一九六七年の国連総会においてフランスは、ラテンアメリカ核兵器禁止条約および付属議定書に関して、フランス政府は署名のために提出されたテキストの政治的および法的意味を極めて注意深く検討中であること、およびこの検討の結果を予測するのは早すぎるが昨年のメッセージの立場を維持することを明らかにしている。⁽²³⁾そしてラテンアメリカ核兵器禁止条約に関する決議2286 (XXII)には棄権している。その理由として、最後の二項つまり付属議定書Ⅰおよび付属議定書Ⅱの署名および批准を勧告している条項に関しては、まだ立場を明確にすることができていないことを挙げている。さらに、これらはフランス政府にとってとにかく注意深くかつ長い検討に値する微妙な問題を生じさせており、それらのいくつかは法的なそしてさらに憲法的な性質のものであると述べている。⁽²⁴⁾

その後においても、ラテンアメリカ諸国が自由に採択した非核化の原則を害するようなことをする意図は全くな

いことを繰り返しているが、付属議定書Ⅱに署名する態度は示さなかったし、付属議定書Ⅱの署名および批准を核兵器国に勧告している総会決議 2456 B (XXIII), 2666 (XXV), 2830 (XXVI), 2935 (XXVII) には一貫して棄権している。

一九七三年、メキシコ大統領のフランス訪問を契機として、フランスは付属議定書Ⅱの署名を決定した。その決定が遅れた理由としてフランスは、議定書への加入は我々にとって困難な原則的な問題を生起させ、フランスの憲法上の権利のその中心にまで及んでいること、並びにこの署名が先例をうちたてたものとみなされることを望まぬことを挙げている。⁽²⁶⁾

フランスはその署名に際して以下のような声明を発表している。⁽²⁷⁾

- (1) フランス政府は、議定書第三条に規定されている義務が国連憲章第五条で確認されている自衛権の完全な行使に何らの障害をも伴わないものと解釈する。
- (2) フランス政府は、準備委員会により与えられ、最終議定書で再び述べられている次のような解釈に留意する。条約は通過には適用されない。通過の認可または拒否は国際法の規則および関連する原則に従いそれぞれの加盟国の排他的な権限内にある。
- (3) フランス政府は、条約第三条に関する法令の適用は国際法に一致した法令であると解釈する。
- (4) 議定書第一条および第二条の規定は、フランス政府が署名した形態におけるトラテロルコ条約のテキストに適用される。したがって条約第二九条の規定に従って効力を発生するこの条約のいかなる改正も、フランス政府の明示の合意なしにはフランス政府に対して適用しえない。
- (5) このようになされたフランス政府の解釈宣言に対し、条約締約国もしくは議定書Ⅱの締約国により全体的にまたは部分的に異議が申し立てられる場合には、これらの文書はフランス共和国と異議申立国との関係において効力をもたないものとする。

(6) 付属議定書Ⅱ第三条の義務を、議定書Ⅰの領域にも拡大する。

(四) 中 国

中国は、一九六三年の部分的核実験禁止条約に反対する声明の中で非核兵器地帯の重要性を強調し、米ソ中日を含むアジア太平洋非核兵器地帯、中部ヨーロッパ非核兵器地帯、アフリカ非核兵器地帯およびラテンアメリカ非核兵器地帯の設置を提案し、核保有国は非核兵器地帯に関して当然の義務すなわち核兵器使用禁止の義務を引き受けなければならないと主張している。⁽²⁸⁾ さらに、「核兵器国がその当然の義務を引き受けさえすれば、ラテンアメリカ非核兵器地帯およびアフリカ非核兵器地帯は即時に設置されるだろう。……核兵器国は何故そのような義務を引き受け非核兵器地帯の設置に向けての人民の要望を尊重しえないのか」と述べている。⁽²⁹⁾

一九六四年一〇月一六日に核兵器国になった中国は、その直後非核兵器地帯と核兵器の使用禁止に関し次のように述べている。

現在多くの国が非核兵器地帯の設置に大きな関心を寄せている。しかし非核兵器地帯を真に核戦争の脅威から解放するためには、核兵器国が核兵器を使用しないと約束することがまず第一に必要である。そうでなければ非核兵器地帯の設置は不可能であろうし、たとえ名目上設置されたとしても、それは非核兵器国が核兵器による威嚇に抵抗するために核兵器を開発する正当な権利を奪われ手足を縛られるのに対し、核兵器国は核兵器を続けて生産し、貯蔵しさらには使用することに何ら影響されないといい、⁽³⁰⁾ ことではありえない。

中国は、以上の声明から明らかのように、非核兵器地帯の設置に関しては極めて積極的であり、さらに非核兵器地帯の設置とそれに対する核兵器の使用禁止を明確に結びつけており、さまざまな地域での非核兵器地帯の設置を

主張している。

ラテンアメリカ諸国のいずれも中国と外交関係をもたなかったため、準備委員会は他の核兵器国に対するような交渉を行なうことができず、接触は私的な書簡という形で行なわれた。中国からの最初の反応は、一九六六年八月八日にカイロの中国大使からアラブ連合駐在メキシコ大使に口頭で示されたが、その内容は次のようである。

(a) 中華人民共和国政府は、その地域を非核化するというラテンアメリカ諸国の努力を好意的に考えているが、これに関するすべての活動が第一八会期で採択された国連総会決議と緊密に結びついていることに注目する。

(b) 国連は世界機構における中華人民共和国のすべての権利を侵害しているので、中国はその活動に参加しえない。したがってラテンアメリカ非核化条約を支持する立場にはない。

(c) アメリカ合衆国と境界を接している地帯の非核化は、米国がその領域およびそのラテンアメリカの基地に核兵器を維持しつづけている限り何の役にも立たない。

(d) 核兵器に関する中国の立場の表明。⁽²¹⁾

この段階においては、主として国連との関係ならびに米国との関連でラテンアメリカ非核化条約を支持できないことを明らかにしている。

一九七一年一〇月二五日の総会決議2758 (XXVI) により中華人民共和国政府は国連の代表権を得て、国連の正式のメンバーとなり、それによって中国がラテンアメリカ非核兵器地帯に反対していた理由の大部分は以前ほど意味をもたなくなつた。同年の総会決議2830 (XXVI) は、付属議定書Ⅱに署名や批准を行なっていない核兵器国に對して、その署名および批准を勧告するものであったが、中国はこの決議に對して投票不参加という態度をとつた。

その投票態度の説明に際して中国政府は、いかなる時にもいかなる状況においても核兵器を最初に使用しないと宣言していることに言及し、中国のこの原則的な立場および厳粛な声明は、非核兵器地帯および平和地帯の設置に向けての多くの国家のすばらしい願望に対する最善の支持を形成すると述べ、さらに、特に二大核兵器国がいかなる時にもいかなる状況においても核兵器を最初に使用しないこと、他国の領域にあるすべての核基地を解体すること、他国の領域に兵器を貯蔵したり核武装した軍隊を駐留しないこと、他国に対する侵略、干渉、支配、および破壊活動を即時に停止することは、非核兵器地帯が核戦争の脅威から真に解放されるために必要であると述べている。⁽³²⁾

一九七二年二月一四日のメキシコと中国の間の外交関係の開設に関する共同コミュニケ⁽³³⁾において、中国政府はラテンアメリカ非核兵器地帯の設置に関するメキシコおよび他のラテンアメリカ諸国の正当な立場を支持し、すべての核兵器国がその地帯あるいは上述の諸国家に対して核兵器を使用しないという義務を引き受けるべきであると考⁽³⁴⁾えていると規定されている。

さらに一九七二年一月一四日の中国外務大臣から北京駐在メキシコ大使への覚書⁽³⁴⁾において、「中国は、ラテンアメリカの非核兵器国およびラテンアメリカ非核兵器地帯に対して決して核兵器を使用しないし使用の威嚇を行なわない。中国はこれらの諸国家または地帯において、核兵器を実験、製造、生産、貯蔵、設置または配備しないし、ラテンアメリカ諸国の領土、領海、領空を横切って核兵器を運ぶ輸送手段および運搬手段を送らない」という厳粛な声明を行なった。そして中国は、中国政府のこの約束はラテンアメリカ諸国の主張および基本的要求に一致するものであると述べている。付属議定書Ⅱに署名できない理由について、ラテンアメリカ核兵器禁止条約の前文および付属議定書Ⅱの前文が核兵器不拡散条約および部分的核実験禁止条約に関する国連総会決議を確認しているが、

中国はこれらの条約に異議を唱えているので、付属議定書Ⅱに署名する立場にはないと述べている。

この声明に対してメキシコは、この声明の範囲は議定書の範囲より広い（たとえば通過の禁止）けれども、法的拘束力の程度はいわゆる厳粛な国際文書すなわち条約、協約、議定書の場合よりも低いものである。中国政府の宣言は予備的な措置とみなされるべきであるとして、できるだけ早く議定書に加入しようとするような手続を見出すよう中国政府に要請することが適当であると考えた。⁽³⁵⁾ 第二七回総会では、このメキシコの考えに沿って、中国に対してさらに付属議定書Ⅱへの署名を要請する総会決議2935 (XXVII) が採択された。

一九七三年四月にメキシコ大統領が北京を訪問し、その共同声明において中国の署名の意思が明らかにされ、一九七三年八月二日に中国は付属議定書Ⅱに署名し、一九七四年六月一二日に批准した。中国はその署名に際して以下のような声明を行なっている。⁽³⁶⁾

(1) 中国政府による付属議定書Ⅱの署名は、軍縮および核兵器問題に関する中国の基本的立場を何ら変えるものではないし、特に、核兵器不拡散条約および部分的核実験禁止条約に反対しているという中国政府の一貫した立場に影響するものではない。

(2) 中国は、ラテンアメリカの非核兵器国およびラテンアメリカ非核兵器地帯に対して決して核兵器を使用しないし、使用の威嚇を行なわない。中国はこれらの諸国または地帯において、核兵器を実験、製造、生産、貯蔵、設置または配備しないし、ラテンアメリカ諸国の領土、領海、領空を横切つて核兵器を運ぶ輸送手段または運搬手段を送らない。

(3) ラテンアメリカが真の核兵器地帯となるためには、すべての核兵器国、特に巨大な数の核兵器を所有している超大国は、まず第一にラテンアメリカ諸国およびラテンアメリカ非核兵器地帯に対して核兵器を使用せずまたは使用すると威嚇を行なわないことを厳粛に約束しなければならない。そして、①ラテンアメリカのすべての外国軍事基地の解体および新しい軍事基地の設置の禁止、②ラテンアメリカの領土、領海、領空を通過する核兵器を運ぶ輸送手段および運搬手段の通行の禁止、を遵守し履行することを引き受けるよう求められるべきである。

(五) ソ 連

ソ連は、一九五〇年代に中部ヨーロッパにおける非核兵器地帯の設置を支持していたし、さらにバルカン半島やアドリア海に非核兵器地帯を設置することを提案していた。一般的に言えばソ連は、非核兵器地帯の設置を極めて積極的に支持しているのであって、たとえば以下のように述べている。

ソ連は核兵器およびミサイルから解放された地帯の設置を常に積極的に支持してきたし、かつ支持している。ソ連はそのような措置の履行は、平和の強化および全面完全軍縮問題の解決に向けての価値ある貢献になるだろうと考える。ソ連政府はそのような地帯の創設に協力する意思のあることをしばしば宣言してきたし、同様の保証が西側核兵器国より与えられることを条件として、一定の非核兵器地帯の地位の維持のために必要な保証を与える用意があることを強調してきた。³⁷⁾

しかしラテンアメリカ非核兵器地帯に関しては、極めて否定的な態度を示してきた。すなわち、ラテンアメリカにおける非核兵器地帯の創設およびその実際的かつ効果的な性格は、核兵器保有国がその地帯の地位を尊重し保証する用意があるかどうか依存していると述べ、具体的には、米国がその領域以南——パナマ運河およびプエルトリコを含む——にいかなる核兵器をも配置しないこと、その大陸にある軍事基地——グアンタナモ基地を含む——を解体すること、およびラテンアメリカ非核兵器地帯の国家に対して核兵器を使用しないという保証を与えることという義務を引き受けなければならぬと主張している。³⁸⁾ さらに米国の態度からしてラテンアメリカ非核兵器地帯の設置は支持できないとして、総会決議 1911 (XXVII) には棄権している。

準備委員会第二会期におけるワーキンググループCの報告によれば、その接触においてソ連は、すべてのラテンアメリカ諸国によって受け入れられることを条件としてその地帯を尊重すると述べていたが、ソ連はキューバとの

連帯を強調しなければならぬと感じていた、とされている。³⁹ さらにソ連は、準備委員会に全くオブザーバーを派遣しなかった。

ラテンアメリカ核兵器禁止条約が採択された直後の一九六七年度の国連総会において、ソ連はその立場を明確に述べている。まず非核兵器地帯に対する一般的な支持を表明した後、世界のさまざまな地域に非核兵器地帯を創設する実地的な試みに関してのソ連の態度は以下の二つの主要な考慮により決定されるとして、(1)締約国の義務はどの程度地帯の非核化の地位を確保しているか、(2)他の核兵器国はその地帯の非核化の地位を尊重する用意があるか、を挙げている。⁴⁰

まず義務の内容に関しては、第一に第一八条が平和目的核爆発を規定していることについて、非核兵器地帯設置の意図と平和目的核爆発の権利を参加国が保持することは矛盾するものであると主張した。⁴¹ 第二に、条約が条約当事国の領域内の核兵器の輸送を禁止する規定を含んでいないことについて、特に米国の核搭載艦がパナマ運河を通過することに關して、「このような事態を我々はどのように解釈すべきか、そして通過の権利をラテンアメリカ核兵器禁止条約の目的とどのようにして調和させるのか」と疑問視している。⁴² 第三に、第四条の適用区域が大西洋および太平洋の広大な区域を含むことに関して、このようなことは国際的な実行に見られないものであると述べ、国際水域の地位を一方的に変更することに疑義を唱えている。⁴³ ソ連は上述の三つの理由のゆえに、この地帯が本当はどんなものであるのかまだ完全に明らかであるわけではないと結論づけている。⁴⁴

問題の第二の側面、すなわち条約に対する他の核兵器国の立場に關しても、それはまだソ連には明らかではないと述べている。⁴⁵

さらにソ連がラテンアメリカ非核兵器地帯を支持しえない理由として、「我々は、ラテンアメリカ非核兵器地帯

を創設する計画に対するキューバ共和国の立場を理解し、かつその立場を共有する」と述べていること(46)から明らかのように、キューバの立場に対する支持ということが考えられる。その結果、一九六七年の総会決議2286(XXII)に対し、ソ連は棄権している。

その後ソ連は一貫して平和目的核爆発、核兵器の通過、条約の適用区域の三点について疑義を唱え、付属議定書Ⅱの署名および批准を要請する総会決議に棄権してきた。一九七三年にフランスおよび中国が付属議定書Ⅱに署名したので、他のすべての核兵器国がラテンアメリカ非核兵器地帯を尊重することが明確になったにもかかわらず、すなわちそのことにより問題の第二の側面が解決されたにもかかわらず、ソ連は上述の三点に対する疑義を根拠として付属議定書Ⅱへの署名を拒否し続けた。このソ連の態度は、一九六七年から一九七七年までの間に付属議定書Ⅱに関して採択された総会決議2286(XXII)、2456B(XXIII)、2666(XXV)、2830(XXVI)、2935(XXVII)、3079(XXVIII)、3258(XXIX)、3467(XXX)、31/67、32/79ですべて棄権してきたことにも示されている。

しかしソ連は、国連軍縮特別総会開催の五日前、すなわち一九七八年五月一日に付属議定書Ⅱに署名し、一九七九年一月八日に批准した。ソ連は、その署名および批准に際して以下のような声明を行なっている。(47)

(1) ソ連は、条約第一条の効果は条約第五条に規定されているようにいかなる核爆発装置にも拡大されること、したがって条約当事国が平和目的の核装置を爆発させることは条約第一条の下での義務の違反であり、その非核という地位と矛盾するという前提に立っている。ソ連は平和目的核爆発に協力する用意がある。

(2) ソ連による議定書の署名は、第四条第二項に規定されているような条約の効果は条約の当事国の領域——国際法に従って定められた領空および領海を含む——を越えて拡大する可能性の承認を決して示すものではない。

(3) 第三条が領海、領空および条約当事国が主権を行使するその他の空間との関連で「自国の法令」に言及していることに関

して、ソ連による署名は、国際法の一般に受諾された基準に反する主権の行使についてのそれらの国の主張を承認することを示すものではない。

(4) ソ連は、条約当事国による核兵器の輸送は条約第一条に規定された禁止に含まれるという、ラテンアメリカ非核化準備委員会の最終議定書で与えられている条約の解釈に注目する。ソ連は、いかなる形態であれ核兵器の通過を認めることは条約の目的——条約の目的に従えば、前文に特に言及されているように、ラテンアメリカは核兵器から完全に解放されなければならない——に反するというその立場を再確認し、そのことは条約当事国が核兵器から解放されているという地位および条約第一条に規定された義務に矛盾するという立場を再確認する。

(5) 条約当事国によって行なわれるその非核の地位と一致しない行動、並びにまた条約の当事国による侵略行為が核兵器保有国の支持を受けているかまたは核兵器保有国と共同して行なわれることは、条約の下でのこれらの国家の義務に矛盾するものとソ連によりみなされるであろう。そのような場合には、ソ連は議定書Ⅱの下でのその義務を再検討する権利を留保する。ソ連はさらに、他の核兵器保有国が議定書の下での義務に矛盾する行動をとった場合にも、この議定書に対する態度を再検討する権利を留保する。

(6) 明白に表明されたソ連の賛成なしに、条約第二九条および第六条の規定に従って効力を発生する条約のいかなる改正も、ソ連に関する限り効力をもたない。

(7) 付属議定書Ⅱの義務は、非核兵器地帯の地位が付属議定書Ⅰに従って有効である領域にも適用される。

(1) A/C. I/SR. 1386, 14 November 1963, paras. 19-20.

(2) John Robert Redick, *The Politics of Denuclearization: A Study of the Treaty for the Prohibition of Nuclear Weapons in Latin America*, 1970, p. 142.

(3) *Ibid.*, p. 175.

- (4) Note Addressed to the Chairman of the Preparatory Commission by the British Ambassador to Mexico, 24 August 1966, in Alfonso Garcia Robles, *The Denuclearization of Latin America*, 1967, pp. 142-146.
- (5) A/C.1/PV. 1508, 26 October 1967, para. 18.
- (6) *Ibid.*, para. 21.
- (7) *Status of Multilateral Arms Regulation and Disarmament Agreements : Special Supplement to the United Nations Disarmament Yearbook, Volume II, 1977*, 1978, p. 64. ; *World Armaments and Disarmament : SIPRI Yearbook 1979*, p. 619.
- (8) CCD/PV. 686, 26 August 1975, in *Documents on Disarmament 1975*, pp. 400-401.
- (9) A/C.1/SR. 1267, 6 November 1962, para. 23. ; A/C.1/SR. 1279, 16 November 1962, para. 6.
- (10) A/C.1/SR. 1335, 13 November 1963, para. 21.
- (11) Letter from ACDA Director Foster to Chairman Garcia Robles : U. S. Attitude Toward Latin American Nuclear-Free Zone, 10 December 1965, in *Documents on Disarmament 1965*, pp. 626-627.
- (12) Note Addressed to the Chairman of the Preparatory Commission by the United States Ambassador to Mexico, 29 August 1966, in Alfonso Garcia Robles, *op. cit.*, pp. 147-153.
- (13) A/C.1/PV. 1507, 26 October 1967, para. 61.
- (14) *Ibid.*, para. 72.
- (15) Statement by President Johnson on Protocol I to the Treaty for the Prohibition of Nuclear Weapons in Latin America, 14 February 1968, in *Documents on Disarmament 1968*, p. 71.
- (16) United States Statement on Signature of Protocol I to the Latin American Denuclearization Treaty, 1 April 1968, in *Documents on Disarmament 1968*, pp. 204-205. ; *Status of Multilateral Arms Regulation and Disarmament*

- Agreements*, 1978, pp. 66-67.
- (1) Proclamation by President Nixon on Ratification of Additional Protocol II to the Treaty for the Prohibition of Nuclear Weapons in Latin America, 11 June 1971, in *Documents on Disarmament 1971*, pp. 311-313. ; *World Armaments and Disarmament : SIPRI Yearbook 1979*, p. 619.
- (2) Message from President Nixon to the Senate : Additional Protocol II to the Treaty for the Prohibition of Nuclear Weapons in Latin America, 13 August 1970, in *Documents on Disarmament 1970*, p. 409.
- (9) John Robert Redick, *op. cit.*, pp. 142-143.
- (10) *Ibid.*, pp. 137-138.
- (11) *Ibid.*, p. 176.
- (12) Note Addressed to the Chairman of the Preparatory Commission by the French Ambassador to Mexico, 26 July 1966, in Alfonso Garcia Robles, *op. cit.*, pp. 140-141.
- (13) A/C. 1/PV. 1510, 27 October 1967, para. 80.
- (14) A/C. 1/PV. 1538, 28 November 1967, paras. 226-227.
- (15) 第二〇七四 A/C. 1/PV. 1838, 29 November 1971, in *Documents on Disarmament 1971*, p. 797.
- (16) A/C. 1/PV. 1956, 13 November 1973, in *Documents on Disarmament 1973*, p. 770.
- (17) Statement by the French Government on Signing Additional Protocol II to the Treaty for the Prohibition of Nuclear Weapons in Latin America, 18 July 1973, in *Documents on Disarmament 1973*, pp. 454-455. ; *Status of Multilateral Arms Regulation and Disarmament Agreements*, p. 66. ; *World Armaments and Disarmament : SIPRI Yearbook 1979*, p. 618.

- (82) Statement by the Chinese Communist Regime, 31 July 1963, in *Documents on Disarmament 1963*, p. 272.
- (83) Chinese Communist Statement on the Soviet Union and the Test-Ban Treaty, 15 August 1963, in *Documents on Disarmament 1963*, p. 362.
- (84) Peiping People's Daily Editorial on Nuclear Disarmament, 22 November 1964, in *Documents on Disarmament 1964*, p. 484.
- (85) Second Report of the Negotiating Committee of the Preparatory Commission for the Denuclearization of Latin America Concerning Informal Contacts with the Government of the People's Republic of China, in Alfonso Garcia Robles, *op. cit.*, p. 157.
- (86) A/C. 1/PV. 1848, 10 December 1971, in *Documents on Disarmament 1971*, p. 861.
- (87) CCD/358, 2 March 1972, in *Documents on Disarmament 1972*, p. 49.
- (88) A/C. 1/1028, 15 November 1972, in *Documents on Disarmament 1972*, pp. 786-787.
- (89) A/C. 1/PV. 1896, 17 November 1972, in *Documents on Disarmament 1972*, pp. 805-806.
- (90) Statement by the PRC Government on Signing Additional Protocol I to the Treaty for the Prohibition of Nuclear Weapons in Latin America, 21 August 1973, in *Documents on Disarmament 1973*, pp. 542-543. ; *Status of Multilateral Arms Regulation and Disarmament Agreements*, pp. 65-66. ; *World Armaments and Disarmament : SIPRI Yearbook 1979*, p. 618.
- (91) ENDC/PV. 152, 16 August 1963, in *Documents on Disarmament 1963*, p. 387.
- (92) A/C. 1/PV. 1340, 19 November 1963, in *Documents on Disarmament 1963*, p. 608.
- (93) John Robert Redick, *op. cit.*, p. 141.

- (46) A/C. 1/PV. 1509, 27 October 1967, paras. 45-46.
- (41) *Ibid.*, paras. 56-57.
- (42) *Ibid.*, paras. 62-63.
- (43) *Ibid.*, paras. 64-65.
- (44) *Ibid.*, para. 67.
- (45) *Ibid.*, para. 69.
- (46) *Ibid.*, para. 50.; A/C. 1/PV. 1511, 30 October 1967, para. 35.
- (47) *World Armaments and Disarmament: SIPRI Yearbook 1979*, pp. 618-619.

三 核兵器国の宣言と非核兵器地帯の論点

(一) 解釈宣言

ラテンアメリカ核兵器禁止条約付属議定書Ⅱの第四条は、この議定書の有効期間が条約と同じであると規定すると共に、条約第三条の領域の定義、第五条の核兵器の定義、並びに第二六条、第二七条、第三〇条、第三一条に定める批准、留保、廃棄、正文、登録に関する規定は、この議定書について適用すると規定している。ここで問題となる留保に関して、条約第二七条は、「この条約には留保を付してはならない」と規定している。

準備委員会第三会期で採択された「ラテンアメリカ非核化条約の準備提案」は、条約第二二条に同様の留保禁止の規定を置いていたが、その段階においては、核兵器国が引き受ける義務の形態に関して総会決議によるべきだと

する案と付属議定書によるべきだとする案が併記されていた。その中で付属議定書を主張していたブラジル・コロンビア案では、有効期間、批准、廃棄に関して条約の規定を適用すると規定されていたが、留保には言及されていなかった。

その後留保への言及が挿入されたわけであるが、準備委員会第四会期の終りになり、条約および付属議定書が現行の形におよそ決まった段階において、メキシコは、付属議定書Ⅱは核兵器国に重大な義務を課すものであるし、そのような義務を引き受けることに気がすまない核兵器国もいるので、留保を全く認めないという厳格な態度をとるべきではないとして、核兵器国は、締約国が引き受ける基本的義務、特に第一条の下での義務に影響を与えない限り留保を伴って議定書を批准することが許される、という提案を行なった。このことは、一九六六年八月に米
国および英国からの覚書においてさまざまな見解が明らかにされたことが大きな原因になっているし、さらに他の核兵器国の極めて消極的な態度からして、どうにかして核兵器国の支持を得ようとするメキシコの態度の表われもある。

しかし、アルゼンチン、ブラジル、ペルーを含むいくらかの代表たちは、メキシコの提案に賛成しなかった。その後の協議においても、この問題に対する合意は達成されなかった。そこでメキシコは、留保の許容性に関してそれ以上強く主張せず、メキシコの判断によれば、留保は禁止されているとしても、核兵器国が留保という法的性格をもたない「**解釈宣言**」を行なうことを排除しないと主張した。これに関し準備委員会はそれ以上議論しなかった。したがって、「**解釈宣言**」というメキシコ提案が、事実上他の代表たちによって受け入れられたことになった。

英国が、核兵器使用禁止の範囲および平和目的核爆発などに関する宣言と共に、付属議定書Ⅱへの署名を明らかにした直後、メキシコは国連総会第一委員会において、「条約も付属議定書Ⅱも留保を許していないので、他の核

兵器国からの宣言は特に我々にとって好ましいものであるし、もしそれらが英国の宣言と同様のものであるならば、すなわちそれらが解釈を伴うものであるならば我々の満足は影響を受けない⁽²⁾と述べ、解釈宣言を伴う議定書の署名を歓迎している。

また、中国が一九七二年一月に付属議定書Ⅱと同様の内容の一方的宣言を行なった直後、特にそこにおいて、核兵器不拡散条約および部分的核実験禁止条約に中国が反対しているにもかかわらず、それらが条約の前文で言及されているので中国は署名できないという中国の主張に対して、メキシコは、「一定の諸条約に関する中国政府の立場に何ら影響を与えることなしに、中国政府にとって望ましいと思われる解釈宣言に従って、トラテロルコ条約付属議定書Ⅱに署名し批准することが可能となろう⁽³⁾」と述べ、中国がそれらの条約に対する中国の立場に関する解釈宣言を行なって、条約に署名し批准することを勧めている。

さらに、一九七三年に、フランスおよび中国が解釈宣言を伴って付属議定書Ⅱに署名した後においても、メキシコはソ連が一定の解釈宣言を伴って署名する可能性を示唆している。すなわちメキシコは、「英国、米国と同様に、フランス、中国も解釈宣言を行なったという事実は、ソ連に対してもソ連が好んで取るであろう方法を示しているように思われる⁽⁴⁾」と述べている。

一切の留保が禁止されている条約および付属議定書Ⅱに関して、五核兵器国はすべていくつかの声明を伴って、付属議定書Ⅱに署名し批准した。そのような声明を解釈宣言として行なうことは、この条約作成の中心国であるメキシコにより強く求められたものでもある。しかしレディック (T. R. Redick) は、「解釈宣言を許容することの実質的な結果は、議定書の批准手続の中に核兵器国による留保のための非公式なメカニズムを導入することである。……英国、米国、フランス、中国の宣言は、あるラテンアメリカ諸国には明らかに受諾できない問題点を含んでい

る」⁽⁵⁾と述べている。

それに対して、ラテンアメリカ非核化準備委員会の議長であり、メキシコ代表であるガルシア・ロブレス (A. Garcia Robles) は、英国および米国が署名を済ませた一九七一年の段階で、「これらの宣言はいくつかの問題点に関する政府の立場を明らかにすることに本質的には向けられている」と述べ、さらに、「問題の解釈宣言のテキストはそれが被寄託国政府に送られた後すぐに、すべての当事国に送付されている。その宣言のテキストを検討したいかなる国家もそれに関して何らの異議をも唱えていない。このことから他の核兵器国による同様の宣言も、条約当事国には明らかに受諾しうるものであらうと考えるのが合理的である」⁽⁶⁾と述べている。

同様に、ラテンアメリカ核兵器禁止機構 (OPANAL) の事務局長であるエスピネル (H. G. Espinel) も、一九七四年に、「付属議定書Ⅱの署名や批准の際に中国、米国、フランスおよび英国が行なった宣言は、それらの規定の仕方、それらの目的および解釈的要素として価値がどのようなものであれ、留保としての効果はもたえない」と述べつつ、事実上の問題としては、「現在までのところ、フランスの解釈宣言は、条約および付属議定書Ⅱのいかなる当事国からも、全面的にも部分的にも異議が唱えられていない。……同様に、それ以前の米国および英国の宣言およびその後の中国の宣言も、いかなる反対の報告もしくは反対の宣言を引き起こさなかった」⁽⁷⁾と述べている。

一九六九年に採択された条約法に関するウィーン条約は、第二条の用語の使用法において、「留保とは、表現又は呼称のいかんを問わず、条約の署名、批准、受諾、承認又は加入の際に国が行なう一方的宣言であつて、この宣言により、その国が条約の規定を自国に適用するにあつて、若干の規定の法的効果を排除し又は変更することを意図するものをいう」と定義している。この部分に関する国際法委員会のコメントリーは、主として解釈宣言との関連で以下のように述べている。

この定義の必要は、国家が条約に署名、批准、加入し、条約を受諾又は承認する際、その国がある事項をどのように了解するか、又は特定の規定をどのように解釈するかについて宣言を行なうことが稀でないという事実によって生じる。そのような宣言は、単に国家の立場の明確化であることもあるし、あるいは留保に相当することもある。そのいずれであるかは、宣言が、採択された条約の文言の適用を変更又は排除するものであるか否かによって決まる。⁽⁸⁾

シンクレア (I. M. Sinclair) は、この留保の定義を強調しつつ、「署名の際に付け加えられる宣言の多く、および批准または加入の際に付け加えられる宣言のいくらかは、厳密な意味での留保を形成していない。それらはむしろ、広い問題または特定の問題に関する政府の見解を述べている政治的声明の性質をもっているか、あるいは条約の一定の規定がどのように適用されるかに関する政府の理解を述べている解釈宣言の性質をもっている」と述べ、⁽⁹⁾ 厳密な意味での留保 (reservations *stricto sensu*) と、政治的声明 (political statements) および解釈宣言 (interpretative declarations) を区分している。

米国の対外関係法に関するリステイトメントは、解釈宣言として、当事国が協定の規定に付す意味であるが、その規定の法的効果を変更するものとみなしていないものである、⁽¹⁰⁾ としている。

付属議定書Ⅱの署名および批准に際して、各核兵器国はかなり詳細な声明もしくは宣言を行なった。まず第一に、これらの声明もしくは宣言がどのような法的意味をもつかが明らかにされなければならない。そこで、個々の具体的な論点に関する各核兵器国の行なった声明もしくは宣言を個別的に検討することにより、それらがはたして条約または付属議定書Ⅱの文言の適用を変更または排除するものであるか否かを検討する。

第二に、各核兵器国が声明もしくは宣言で言及している論点は、非核兵器地帯の法的概念に関して極めて議論の多い所であり、その論点を明らかにすることにより、非核兵器地帯の法的概念を明らかにすることが可能であると

考えられる。非核兵器地帯の設置にとって核兵器国側からの協力もしくは一定の義務の受諾は不可欠なものであり、その意味で核兵器国が非核兵器地帯に対してどのように考えているかという点も明らかになるだろう。

これらの側面を以下に検討するが、その際に特に注意すべきことは、まず、付属議定書Ⅱに署名および批准する資格があるのは核兵器国であるが、これらの核兵器国はラテンアメリカ核兵器禁止条約それ自体の当事国になることはできないことである。各核兵器国は自らが当事国となりえない条約の内容に対しても、一定の声明もしくは宣言を行なっている。これは付属議定書Ⅱが条約と不可分の一体として作成されていることによる。

さらに、ラテンアメリカ核兵器禁止条約のみならず、付属議定書Ⅱの作成過程にも核兵器国は参加していないという問題がある。これらの法的文書はラテンアメリカ諸国から成る準備委員会で審議され、採択されたものである。英国、米国およびフランスはある会期にオブザーバーを派遣しているし、英国および米国は条約の準備提案に対して詳細なコメントを送付しているが、いかなる核兵器国も条約交渉には直接参加していない。したがって、条約形成過程において核兵器国はほとんどその役割を果たしていないという点を、以下の声明もしくは宣言を検討する際に、考慮する必要がある。なお本章においては、平和目的核爆発、通過権および適用範囲の問題を主として取り扱い、核兵器使用禁止の問題は本稿の中心問題でもあるので、次章で検討する。

(二) 平和目的核爆発

条約第一八条第一項は、「締約国は、この条項の規定およびこの条約の他の条項、特に第一条および第五条の規定に従うことを条件として、平和目的のための核装置の爆発（核兵器に用いられる装置に類似する装置の爆発を含む。）を行なうこと、または同様の目的のため第三国と協力することができる」と規定し、原則的には平和目的核

爆発を一定の条件の下で許容している。

このことは、この条約の目的の一つである原子力平和利用の促進および核エネルギーによる開発の促進ということが背景となっている。一九六四年のラテンアメリカ非核化予備会合の決議においても、「核エネルギーの平和利用は経済的および科学的開発にとって極めて重要である」ということが確認されている。

一九六六年の「ラテンアメリカ非核化条約の準備提案」では、「この条項の規定に従うことを条件として」と規定されていたのみであったが、最終的には、さらに「この条約の他の規定、特に第一条および第五条の規定に従うこと」という条件が追加され、この問題は、平和目的核爆発を行なう可能性を制限する方向で明確化された。

英国および米国は一九六六年八月の覚書⁽¹¹⁾においても、条約が平和目的核爆発を許容することに反対を表明していたが、それは、平和目的核爆発と核兵器の爆発との間に区別を設けることが困難であること、および平和目的核爆発の許容は核兵器の拡散防止に一致しないということに基づいていた。ソ連もこの条項に関して、「非核兵器地帯を設置しようという意図と、核兵器で用いられるのと同様の装置を用いて核爆発を行なう権利を参加国が保持することとはどのようにして調和できるのか。これらの二つの要素は両立しがたいものである」と述べている⁽¹²⁾。

そして、英国、米国およびソ連は、それぞれその署名および批准の際に、平和目的核爆発は条約第一条の禁止の中に含まれると解釈するという宣言を行なっている。

ラテンアメリカ諸国の間においても、平和目的核爆発に関する見解の相違は顕著なものであった。平和目的核爆発を積極的に推進しようとするのはアルゼンチン、ブラジル、ニカラグアの三国である。アルゼンチンおよびブラジルは条約署名の際に、「第一八条が、核兵器において用いられる装置と同様の装置を伴う爆発も含めて、平和目的の核装置の爆発を自国の手段によりまたは第三国と協力して行なう当事国の権利を承認しているものと理解す

る」⁽¹³⁾というほぼ同様の宣言を行なっている。ニカラグアは条約署名時に、「ニカラグアは運河、灌漑工事、発電所建設のために土壌を取り除くような平和的目的のために核エネルギーを利用する権利、およびその領域内で核物質の通過（輸送）を許可する権利を留保する」⁽¹⁴⁾と述べている。

以上の三国のうちニカラグアは、一九六八年一〇月二四日の批准時に第二八条第一項の条件を放棄している。条約はニカラグアに対して効力を発生している。しかしアルゼンチンは批准していないし、ブラジルは批准しているが第二八条第一項の条件を放棄していないので、現在のところ両国については条約は効力を発生していない。

このような諸国の態度に対しては、「会議の最後まで合意を妨げていた主要な障害物は、ブラジルおよびアルゼンチンを含む若干の参加国が平和目的の核爆発を準備し行なう権利を保持しようとする決意であった。このような条件は、この条約からその真の実効性を奪ってしまつていたのであろう」⁽¹⁵⁾という強い批判がある。

上述の三国を除くラテンアメリカ諸国の考えおよび条約の解釈は、メキシコに代表されるものであり、ガルシア・ロブレス (A. Garcia Robles) は以下のように述べている。

第一八条第一項は、テキストが示しているように、明らかに条約の第一条および第五条に従属させられている。……この問題に関する専門家の合意によれば、それ（平和目的の核爆発に核兵器を必要としないこと）は現在のところ不可能であるので、以下のように結論づけなければならないのは明白である。すなわち条約の当事国は、たとえ核爆発装置が平和目的のために意図されているものであつても、技術的進歩により核兵器として用いることのできない装置がそのような爆発のために開発されない限り、核爆発装置を製造しまたは取得することはできない。⁽¹⁶⁾

現在の技術的段階においては、核兵器と明確に区別された核爆発装置は不可能であり、現在の条約の解釈として

は平和目的であっても核爆発は許されないというのが、ニカラグアを除くすべての締約国の解釈である。したがって平和目的の核爆発に関する核兵器国の宣言は、ラテンアメリカ諸国に一般に受け入れられている解釈であるとともに、核兵器国の行なっている宣言も、条約規定の変更または排除を意図するものではなく、条約規定の解釈に関するものと理解できる。

平和目的の核爆発は現在の技術的段階では条約上禁止されているという解釈宣言を行なっている米英ソ三国は、現代軍縮国際法の中心のな柱である核兵器不拡散体制の推進国である。米英ソ三国はまず、一九六三年に部分的核実験禁止条約を締結することにより、大気圏内、宇宙空間および水中における核実験を禁止した。この条約で禁止されているのは、核兵器の実験的爆発および「他の核爆発」であり、この「他の核爆発」とは平和目的の核爆発である。したがって平和目的の核爆発であっても、大気圏内、宇宙空間および水中では禁止されており、ただ一定の条件の下において地下核爆発のみが許されている。この条約は、すでに高度の核開発技術をもつ米英ソ三国は地下核実験によりさらに核開発を継続しうるが、新しく核開発を行なおうとする国はたとえそれが平和目的であろうとも、技術的に困難な地下でしか実験できないので実際には行なえないという状況を創り出すものであった。

この核兵器不拡散体制がさらに明確な形であられるのが、一九六八年の核兵器不拡散条約である。この条約で非核兵器国が受領することまたは製造することを禁止されているのは、核兵器および「その他の核爆発装置」であり、「その他の核爆発装置」とは平和目的の核爆発装置を意味している。

これらの米英ソ三国を中心とする核兵器不拡散体制の形成は、核兵器国と非核兵器国を分離し、対立させるといふ「核・非核兵器国体制」の形成を意味するものであり、この体制が平和目的の核爆発という口実によって破壊されることを恐れ、核兵器国は平和目的の核爆発に対しても禁止を強く主張しているのである。

他方、アルゼンチンやブラジルは、ラテンアメリカ核兵器禁止条約の下で平和目的核爆発が許容されていると主張している。アルゼンチンは、部分的核実験禁止条約に署名しているが批准していないし、核兵器不拡散条約には署名していない。ブラジルは、部分的核実験禁止条約には署名および批准を行なっているが、核兵器不拡散条約には署名していない。したがってこの両国は核兵器不拡散体制には縛られていないのであり、このことは、「核・非核兵器国体制」が極めて差別的な性格をもっていること、すなわち、核兵器国による核の独占による国際関係への大きな影響、および原子力平和利用の側面における核兵器国と非核兵器国の間の差別などが原因となっている。またこのことは、インドが一九七四年に核実験を行なうことにより、「核・非核兵器国体制」の差別性に対する挑戦または抗議を表わしていたことと軌を一にする。

したがって、米英ソ三国は平和目的核爆発を純粋に科学技術上の問題として処理しようとしているにもかかわらず、この問題は「核・非核兵器国体制」の形成とそれに対する反発という形での極めて政治的な性格をも兼ね備えていることが見逃されてはならない。

米ソ両国は議定書Ⅱの署名の際の宣言と共に、核兵器不拡散条約第五条に規定されている「平和目的核爆発から生ずることのある利益の非核兵器国への提供」を繰り返している。第五条において、「この問題に関する交渉は、この条約が効力を生じた後できるだけ限り速やかに開始するものとする」と規定されているにもかかわらず、現在まで何らの実質的な交渉も行なわれていない。

一九七五年に行なわれた「非核兵器地帯の包括的研究」において、平和目的核爆発の問題は以下のように報告されている。

ほとんどの専門家の見解によれば、非核兵器地帯条約の本質的原則は、あらゆる核爆発装置の条約当事国による開発、取得あ

るいは所有の效果的な禁止である。しかしながらこの禁止は、核兵器不拡散条約第五条および関連国家により結ばれる他の国際的約束により、特に地帯設置条約に従った国際的手続により平和目的核爆発から生ずることのある利益の入手を排除するものではない。若干の専門家はこの逆のことを主張し、平和目的のために意図されている核爆発装置の当事国による開発は非核兵器地帯の概念と矛盾するものではない、したがって、そのような地帯の設置条約は当事国によるそのような装置の開発を禁止すべきでない、という見解を表明している。⁽¹⁸⁾

最後に、平和目的核爆発の問題の解決方法に関して、一方では、「平和目的核爆発に対する最も適切な解決は、ラテンアメリカにおいてもその他においても、国際平和目的核爆発プログラムの組織化——平和目的核爆発レジーム——に関して急速な進歩がなされることである。そのようなレジームは、平和目的核爆発が有益であると考えられる時にはいつでも、核兵器国および非核兵器国の両方における平和目的核爆発を管理するものである」という考えが示されている。これは平和目的核爆発を完全に国際化し、核兵器国と非核兵器国の区別なしにその利益を提供しようとするものである。

もう一つの解決方法としては、米英ソ三国の間で現在も交渉が継続されている包括的核実験禁止条約の締結がある。現在の「核・非核兵器国体制」は核兵器国のみが、軍事目的であれ平和目的であれ、核実験を行なうことができるものであり、核兵器国と非核兵器国の差別性をさらに拡大する傾向をもつものであるし、核兵器不拡散条約発効後約一〇年経過しているにもかかわらず、平和目的核爆発の利益の提供に関する実質的交渉は何ら行なわれていないという現状から考えて、核実験を包括的に禁止する方向へ進む方が望ましいと考えられる。⁽²⁰⁾

平和目的核爆発問題の実質的な解決は、「核・非核兵器国体制」の差別性を解消するために、「核兵器国と非核兵器国の義務のバランス」という原則に従って包括的核実験禁止、さらには核軍縮の方向に進むことに見出されるで

あろう。

(三) 通過権

通過の問題に関しては五核兵器国がすべてその見解を述べているが、米国、英国、フランスは通過の権利を認める方向での見解を述べているのに対し、中国とソ連は通過の権利を禁止する方向での見解を述べている。しかしこの問題に特別の関心をもっているのは米国であり、米国は機会があるたびに、ラテンアメリカ非核兵器地帯の設置が米国の通過権を妨げるべきでないことを主張してきた。

この問題に関する条約形成過程を検討するならば、一九六四年のラテンアメリカ非核化予備会合においては、「核兵器および核運搬装置の不存在」を意味する非核化の多数国間条約を作成することが目的とされていた。一九六五年の準備委員会第二会期にワーキンググループBが提出した「ラテンアメリカ非核化条約・検証、査察および管理に関する予備条項案」の義務に関する第A条は、禁止される行為として核兵器の通過あるいは輸送を規定してはいなかった。

しかし一九六六年の準備委員会第三会期で推奨された「ラテンアメリカ非核化条約の準備提案」は、調整委員会が準備したワーキングペーパーと、ブラジル・コロンビア案とを併記しており、義務に関する第一条第一項Bにおいては、核兵器の受領、貯蔵、設置、配備およびあらゆる形態の所有を禁止する調整委員会案と、それ以外にさらに輸送(transport)を禁止に含めたブラジル・コロンビア案とが併記されていた。

米国は、この提案に対する一九六六年八月二十九日の覚書において、以下のように述べている。

米国は、提案されている条約が西半球における通過の自由を制限するような禁止を何ら課していないものと考え、通過の自

由に関する米国の政策は、米国の安全保障の必要性および西半球の死活的な安全保障上の利益に基づくものであり、我々は、非核兵器地帯がこの自由を傷つけることが必要だとも、そうすべきであるとも考えない。したがって我々は、最終的に合意される第一条の用語は、現在すべての国家が享有している通過の自由を決して害しないものとする⁽²⁾と考える。

最終的に採択された条約においては、「通過」または「輸送」という文言は規定しないことに決定され、準備委員会第四会期の最終議定書は、第一条第一項Bの草案の一つに含まれていた「輸送」という用語を取り除いたことの正しい解釈を記録にとどめておくことに決定したとして、以下のように述べている。

委員会は、以下の理由により、「義務」に関する第一条の中に「輸送(transport)」という用語を含めることは不必要である⁽³⁾と考える。

1 もし運搬者が締約国であるならば、輸送は第一条の残っている規定の中で明示的に定められている禁止によりカバーされる。したがってそれに明示的に言及する必要はない。なぜならその条項は、「締約国自身もしくは締約国自身のために第三国がまたは他のいずれかの態様によって、直接または間接に、核兵器を形態のいかんを問わず所有すること」を禁止しているからである。

2 もし運搬者が条約の当事国でない国であるならば、輸送は「通過(transport)」と同一であり、それは、条約に何らの規定もないので、国際法の諸原則および諸規則により規律されるものと理解されなければならない。これらの諸原則および諸規則によれば、関連国家間の条約により他の何らかの取決めがなされない限り、通過を行なおうとする国家の申請を受けて、それぞれの場合に、その主権の行使により、そのような通過の許可を与えまたは拒否するのは、その領域国の権限である⁽⁴⁾。

しかしこれに対してアルゼンチンは、「アルゼンチンの見解によれば、締約国の領域管轄権内における核兵器の輸送(通過を含む)の禁止は明記される必要がある。なぜならそのような輸送を許すことは、ラテンアメリカが核兵器から全く解放されるべきであるという、条約の前文に明示的に述べられている条約の本質を侵害することにな

るであろうからである」⁽²⁵⁾と述べている。

上述の準備委員会の輸送および通過に関する声明について、メキシコ代表はさらに、この問題を取り扱った準備委員会のメンバー間において、以下のことに関して合意があったということをつけ加えている。すなわち、上述の節で言及されている「通過」は海上および上空の通過を意味するのであって陸上の通過を意味するものではないこと、したがって陸上の通過は排除されていると考えられなければならないこと、さらに沿岸国が許可した場合における海上の通過は、一九五八年ジュネーブで採択された領海条約に規定された「無害通航権」を規律する条項に従わなければならないこと、である⁽²⁴⁾。

この点に関して米国軍備管理軍縮庁事務次長は、米国内閣外交委員会において、「最終議定書における声明および米国の声明は共に、領海における無害通航権を米国のために残している。これらの声明はまた、もし関連当事国により与えられるならば、通過に付随しておこる寄港および上空飛行の特権を米国に残している」⁽²⁵⁾と述べている。したがって準備委員会における「通過」の意味は、領海および領空における通過であって、陸上における通過を意味しないことに関して、一般的な合意が存在する⁽²⁶⁾と考えられる。

ソ連のこの問題に対する立場は、いかなる形態であれ核兵器の通過を認めることは、条約の目的に反するものである、そのことは条約当事国が核兵器から解放されているという地位および条約第一条に規定された義務と矛盾する、というものである。同様に、あるソ連の学者も、「署名国の領域を横切る核兵器の通過を禁止する条項がないことは、条約における大きな欠陥となっている。そのような状況が非核兵器地帯を設置するという目的と両立しないことは明らかである」⁽²⁷⁾と述べている。

一九七五年の「非核兵器地帯の包括的研究」においても、通過に関してさまざまな見解が述べられている。すな

わち、ある専門家たちは、地帯設置条約において通過を禁止することは非核兵器地帯の本質的要素であり、それは地帯内および地帯外の両方の国家を拘束すべきものであると主張する。彼らはまた、核兵器搭載船が地帯内の港に入ることも通過の禁止にあてはまると述べる。他の専門家たちは、核兵器を積んだ外国の軍用機もしくは軍艦が地帯内国家の領空あるいは領海を通過することを認めるか否かに関する国家の現行の権利に対し、条約の規定は影響を与えるべきではないと述べる。さらに他の専門家たちは、通過の問題は重要であるけれども、その定義は地帯設置の必要条件ではないと述べる。⁽²⁸⁾

非核兵器地帯と通過の問題との関連について、上述のように見解は分かれているが、非核兵器地帯の本質は、一九七五年の総会決議 3472B (XXX) が規定しているように、「核兵器の完全な不存在 (complete absence of nuclear weapons)」であると考えるならば、そしてこの文言を厳密に解釈するならば、ソ連の主張しているように、核兵器の通過も全面的に禁止される方が望ましい。

しかしラテンアメリカに関して考察すれば、「米国は、特に、その運河の通過権が影響されないという条件の下でのみ、条約の適用範囲の中にパナマ運河を含めることを受け入れたのであった。したがって、その国家によって害されることが確かな国家に対する輸送の禁止は、実際において全く履行されなかっただろう。実際に適用できない規定として、輸送の禁止は条約の目的を促進しなかったであろう」と言われているように、米国の通過権を認めない限り米国の支持は得られないという事態に直面していた。

これに関して米国統合参謀本部は、上院外交委員会で以下のように述べている。

統合参謀本部はトラテロルコ条約付属議定書Ⅰに対する米国の批准がもつ軍事的意味を注意深く検討した。米国の議定書Ⅰへの参加が、ラテンアメリカ諸国に対する米国の軍事的上空飛行、通過権、海軍軍艦寄港の継続に何らの影響も与えないこと、お

よび米国の議定書Ⅰに伴う解釈声明が一般的に国際的に受諾されていることと、統合参謀本部は理解する。このような理解に照らして、統合参謀本部はトラテロルコ条約付属議定書Ⅰの米国による批准に何らの異議も唱えないし、そのような批准は米国の安全保障上の利益になるものと考えている。⁽³⁰⁾

さらに、「この条約の目的は現在の状況を『維持』することである。前文の部分で示されているように、条約作成者達は、たとえ非締約国による核兵器の通過が行なわれたとしても、ラテンアメリカは核兵器から『完全に解放されている』と考えたのである⁽³¹⁾」と述べられているように、現代軍縮国際法の大きな特徴である防止的軍縮という側面がここでも表われている。すなわち、この防止的軍縮は、軍備を縮小・撤廃したり、あるいは今まで行なわれてきた軍事活動を禁止したりするのではなく、事態の悪化を前もって防止しようとする措置であって、今まで行なわれていかなかったが近い将来に行なわれる可能性のある活動を前もって禁止しようとするものである。⁽³²⁾

以上の考察から明らかになるように、通過の問題に関する条約の解釈は準備委員会第四会期の最終議定書の中で明確に規定されており、米国およびフランスはその解釈を確認しているにすぎない。他方、ソ連の宣言は、非核兵器地帯としては通過権を認めない方が好ましいとしているが、準備委員会の明確な解釈および核兵器国の実行からして政治的声明の性格しかもちえないものであると考えられる。最後に、中国は、ラテンアメリカ諸国の領土、領海、領空を横切って核兵器を運ぶ輸送手段または運搬手段を送らないという宣言を行ない、さらに超大国に対し同様の約束を引き受けるよう要請する。このような声明は、中国の政策の表明としての政治的声明の性格をもつものと考えられる。

(四) 適用範囲

(1) 領域

条約第三条は、領域の定義として、以下のよう規定している。

第三条 この条約の適用上、「領域」には、領海、領空および当該国が自国の法令に従って主権を行使するその他の空間を含む。

一九六五年の準備委員会第二会期にワーキンググループBが提出した「ラテンアメリカ非核化条約…検証、査察および管理に関する予備条項案」においては、「この条約の適用上、領域には領海および領空が含まれるものと理解される」と規定され、そのコメントリーにおいて、この問題に関するメンバー国のさまざまな立場のゆえに領海という用語の範囲を定義する試みはなされなかったと述べられていたが、一九六六年の準備委員会第三会期で推奨された「ラテンアメリカ非核化条約の準備提案」においては、末尾に「当該国が自国の法令に従って主権をもつその他の空間」という文言が付け加えられていた。米国はこの提案に対するコメントにおいて、「自国の法令に従って」という用語を削除することを示唆していた。

この問題は、アルゼンチン、エクアドル、エルサルバドル、パナマ、ペルーなどの諸国が、すでに二〇〇カイリの領海を定める国内法令を備えていたことから生じていた。この領域の定義が重要な意味をもつのは、第二八条第一項の四条件が満たされるまでは、「この条約の適用範囲は、この条約が効力を有している領域全体とする」(第四³³⁾条第一項)と規定されているからである。

第三条の「自国の法令に従って主権を行使する他の空間」という文言に対して、英国、米国、フランスおよびソ

連は、その法令は国際法に一致したものでなければならぬこと、およびそれらの国家の付属議定書Ⅱへの署名や批准は国際法に一致しない法令の承認を意味するものではない、という声明を行なっている。

ガルシア・ロブレス (A. Garcia Robles) は、英国の声明を引用しつつ、「この声明に異議を唱えるものが誰もいないことは明らかである。この声明は条約の準備作業に照らして考えるならば、条約の作成者達が常に留意していたことと一致する⁽³⁴⁾」と述べ、英国の主張とラテンアメリカ諸国の考えとの間に何らの見解の相違もないとしている。しかしラテンアメリカ核兵器禁止機構 (OPANAL) 事務局長のエスピェール (H. G. Espiell) は、この点に關する米国およびフランスの宣言について、以下のように述べている。

これらの三つの一致した宣言は、一方的解釈の性格しかもちえない。それらは、ラテンアメリカ諸国が国内法令によって領海を二カイリを越えて設定した時でも、その領域特に領海の拡大に何らの影響も与えない。なぜなら沿岸国は、合理的な範囲内にとどまっているならば、その国民の経済的および社会的発展の必要に従って、その領海の幅を一方的に設定する権利をもっているからである。そしてこのことは現実の国際法にも一致している。⁽³⁵⁾

米国、英国、フランスおよびソ連は、最大限二カイリまでの領海が国際法に一致したものであると考えているのに対し、ラテンアメリカ諸国は、合理的な範囲内であれば、その必要に従って一方的に領海の幅を拡大しようとするのが国際法の規則であると考えているのである。したがって、ラテンアメリカ諸国の主張する領海の幅と、核兵器国の主張する領海の幅との間には、実際上の問題として相違が生じていることは明らかである。

この領海の問題は、第三次国連海洋法会議において、領海二カイリおよび経済水域二〇〇カイリという制度にコンセンサスが存在するという形で解決されてきているように思われる。

この問題についての米国の声明の性格に關して、ロビンソン (D. Robinson) が、「米国の声明は禁止されてい

る条約への留保を形成しないであろう。なぜならそれは性質からみて解釈に関するものであり、単に条約に含まれている一定の用語の意味を明らかにしようとしているにすぎないのであって、その効果を変更することを求めているからである」と述べているように、ラテンアメリカ諸国と核兵器国との間には事実上領海の幅に関して相違があるとしても、核兵器国の宣言は、条約の規定の適用を変更したり排除したりするものではない。この事実上の相違は、非核兵器地帯設置条約以外のところで解決されるべき問題であると考えられる。

(2) 地帯の範囲

ラテンアメリカ非核兵器地帯として、第二八条第一項の四条件が満たされた場合に、条約が適用される範囲は第四条第二項に経度および緯度を用いて詳細に定められている。ここで定められた範囲は、領海から何百キロも離れた太平洋および大西洋の広大な公海をも含むことになっている。

そのことに対してソ連は繰り返し疑義を唱え、「他国、特に条約の署名国でない国家に対してどのような制限を適用しようとしているのか。そしてどのような基礎に立って、ある国家グループが国際水域に関してそのような試みをなしているのか。国際水域の法的地位をいかなる国も一方的な目的のために変えることはできない」と述べている。同様に、ソ連のある学者も、「たとえ遠い将来においてであっても、条約が大西洋および太平洋のかなりの範囲（それは国際法によればラテンアメリカ諸国の主権のもとにおかれていない）に拡大する可能性を認めることにより、条約は国際法の基本的な原則——公海の自由——を無視している」と述べている。

ラテンアメリカ諸国のまず基本的な立場は、これらの条約の適用地域に対して、条約当事国が主権を主張しているのでは決していないということである。さらに、ソ連の疑義に対する反論として、メキシコは以下のように述べて

いる。

まず第一に第二八条第一項の四条件が満たされるためには、すべての核兵器国による付属議定書Ⅱへの署名および批准が必要である。したがってソ連の主張しているような、ある国家グループが一方的に国際水域の法的地位を変更しようとしているという問題は存在しない。なぜなら、核兵器国は付属議定書Ⅱに署名および批准することにより、これらの水域において核兵器を配備したり使用したりしないという義務を自由に受け入れることになる。それはちょうどモスクワ条約の当事国である三国が、一九六三年以来これらの水域およびその他の環境で核実験を行なわないと約束したのと同様である。⁽⁴¹⁾

どの国家の主権も及ばない国際的空間に、ある国家グループが一定の条約上のルールを適用しようとする場合には、黙示であれ、関連国家の同意を得なければならぬ。ソ連は明確にこの地帯の範囲に関して異議を唱え、ソ連が議定書Ⅱに署名してもそれはこの地帯の範囲の承認を示すものではないと述べているが、条約の適用範囲を一方的に制限または変更しようとすることは、明らかに留保を形成するものと考えられる。しかしラテンアメリカ核兵器禁止条約および付属議定書Ⅱは留保を完全に禁止しているので、ソ連の宣言は留保の効果を法的にはもたえないことになる。

したがって、将来において、第二八条第一項の四条件がすべて満たされた場合において、この問題は現実の問題となるのであるが、その場合にソ連は条約に定められた適用範囲を受け入れざるを得ないものと考えられる。⁽⁴²⁾

(1) John Robert Redick, *The Politics of Denuclearization: A Study of the Treaty for the Prohibition of Nuclear Weapons in Latin America*, 1970, pp. 279—281.

(2) A/C.1/PV. 1511, 30 October 1967, para. 25.

(3) A/C.1/PV. 1896, 17 November 1972, in *Documents on Disarmament 1972*, p. 806.

- (4) A/C.1/PV. 1953, 8 November 1973, in *Documents on Disarmament 1973*, p. 747.
- (5) John Robert Redick, "Regional Nuclear Arms Control in Latin America," *International Organization*, Vol. 29, No. 2, 1975, p. 432.
- (6) Alfonso Garcia Robles, "Mesures de désarmement dans des zones particulières : Le Traité visant l'interdiction des armes nucléaires en Amérique Latine", *Recueil des Cours*, 1971—II, pp. 83, 86.
- (7) Hector Gros Espiell, "La Signature du Traité de Tlatelolco par La Chine et La France," *Annuaire Français de Droit International* 1973, p. 142.
- (8) Draft Articles on the Law of Treaties with Commentaries, Adopted by the International Law Commission at its Eighteenth Session, *United Nations Conference on the Law of Treaties, First and Second Sessions, Official Records*, p. 10.; 小川芳樹 「国際法委員会条約法草案のロマンタリー（一）」『法と政治』第一八巻第四号 一〇〇頁。
- (9) I. M. Sinclair, *The Vienna Convention on the Law of Treaties*, 1973, p. 44.
- (10) American Law Institute, *Restatement of the Law, Second, Foreign Relations Law of the United States*, 1962, pp. 391—392.
- (11) Alfonso Garcia Robles, *The Denuclearization of Latin America*, 1967, pp. 144—145. and pp. 147—149.
- (12) A/C.1/PV. 1509, 27 October 1967, para. 56.
- (13) *Status of Multilateral Arms Control and Disarmament Agreements : Special Supplement to the United Nations Disarmament Yearbook Volume II : 1977*, p. 63.; *World Armaments and Disarmament : SIPRI Yearbook 1979*, pp. 617—618.
- (14) *Final Act of the Fourth Session of the Preparatory Commission for the Denuclearization of Latin America*, A/6663, 14 February 1967.; *Status of Multilateral Arms Control and Disarmament Agreements*, p. 63.; *World Armaments and Disarmament : SIPRI Yearbook 1979*, p. 618.

- (15) Linda Eder, "Latin America Bans the Bomb," *Nation*, Vol. 204, March 24, 1967, p. 371.
- (16) Alfonso Garcia Robles, "The Treaty for the Prohibition of Nuclear Weapons in Latin America (Treaty of Tlatelolco)," *SIPTI Yearbook of World Armaments and Disarmament 1969/70*, p. 232.
- (17) 拙稿「核兵器国と非核兵器国の義務のバランス——現代軍縮国際法の新しい視座——」、『法政理論』(新潟大学法学会) 第一〇巻第三号、一九七八年三月、二一一—二五頁参照。
- (18) Comprehensive Study of the Question of Nuclear-Weapon-Free Zones in All its Aspects, Special Report of the Conference of the Committee on Disarmament: *Official Records of the General Assembly, Thirtieth Session, Supplement No. 27 A (A/10027/Rev. 1/Add. 1)*, p. 42, pp. 46—47, pp. 67—68.
- (19) *Nuclear-Weapon-Free Zones*, Vantage Conference Report, October 7—9, 1975, The Stanley Foundation, p. 13.
- (20) ミン两国は、一九七四年七月三日に地下核兵器実験制限条約、および一九七六年五月二八日に平和目的地下核爆発条約に署名し、一五〇キロメートル以上の地下核実験を禁止したが、これらの条約はまた批准を待たないので発効してゐない。
- (21) Note Addressed to the Chairman to the Preparatory Commission by the United States Ambassador to Mexico, 29 August 1966, Alfonso Garcia Robles, *The Denuclearization of Latin America*, 1967, p. 148.
- (22) *Final Act of the Fourth Session of the Preparatory Commission for the Denuclearization of Latin America*, A/6663.
- (23) *Ibid.*
- (24) A/C. 1/PV. 1511, 30 October 1967, para. 18.
- (25) *Additional Protocol II to the Latin American Nuclear Free Zone Treaty: Hearings Before the Committee on Foreign Relations, United States Senate, Ninety-First Congress, Second Session, and Ninety-Second Congress, First Session on Executive H, 91st Congress, 2d session. September 22, 1970, and February 23, 1971, p. 24.*

- (26) これに対して、ソ連の著名者は「核兵器を運搬する航空機が地帯内を着陸するのを禁止し、あるいは核兵器の陸上輸送や一般の禁止するのを関する回りの文書など」と知りづける (M. Maratov, "Nuclear-Free Zone for Latin America," *International Affairs* (Moscow), July 1968, p. 37.) が、おそれる説得力をたまたまは認めない。
- (27) M. Petrov, "Denuclearized Zone in Latin America," *International Affairs* (Moscow), August 1974, p. 46.
- (28) Comprehensive Study of the Question of Nuclear-Weapon-Free Zones in All its Aspects, *op. cit.*, p. 49.
- (29) Niels Brandt, "Der Lateinamerikanische Atomsperrvertrag," *Jahrbuch für Internationales Recht*, Vol. 14, 1969, S. 287.
- (30) *Additional Protocol II to the Latin American Nuclear Free Zone Treaty*: *Hearings, op. cit.*, p. 26.
- (31) Davis R. Robinson, "The Treaty of Tlatelolco and the United States: A Latin American Nuclear Free Zone," *The American Journal of International Law*, Vol. 64, April 1970, p. 302.
- (32) 防止的軍縮に関しては、拙稿「軍縮に関する現代国際法の形成とその特徴」、『阪大法学』第九号、昭和四九年二月、一五七—一五八頁参照。
- (33) 本稿一二二頁。
- (34) Alfonso Garcia Robles, "The Treaty for the Prohibition of Nuclear Weapons in Latin America (Treaty of Tlatelolco)," *SIPI Yearbook of World Armaments and Disarmament 1969/70*, p. 231.
- (35) Hector Gros Espiell, *op. cit.*, p. 135.
- (36) Davis R. Robinson, *op. cit.*, p. 300.
- (37) 第四条第二項は以下の通り。第二八条第一項の要件が満たされた場合には、この条約の適用地域は、(アメリカ合衆国の大陸部分およびその領海を除く) 西半球における次の境界内の地域とする。北緯三五度西経七五度の点から真南へ北緯三〇

度西経七五度の点まで、そこから真東へ北緯三〇度西経五〇度の点まで、そこから斜航線に沿って北緯五度西経二〇度の点まで、そこから真南へ南緯六〇度西経一〇度の点まで、そこから真西へ南緯六〇度西経一一五度の点まで、そこから真北へ緯度〇度西経一一五度の点まで、そこから斜航線に沿って北緯三五度西経一五〇度の点まで、そこから真東へ北緯三五度西経七五度の点までの境界。

(38) A/C.1/PV. 1509, 27 October 1967, para. 65.

(39) M. Petrov, *op. cit.*, p. 47.

(40) たぐえび、メキシコの発言 A/C.1/PV. 1504, 23 October 1967, para. 100; Hector Gros Espiell, *op. cit.*, p. 136.

(41) A/C.1/PV. 1511, 30 October 1967, para. 21.

(42) ただし、留保が全面的に禁止されている条約に解釈宣言を付することにより、実質的には留保を付しているのと変わらない状況が生じうることは否定できないであろう。

四 核兵器の使用禁止

(一) 核兵器国の宣言

ラテンアメリカ核兵器禁止条約付属議定書Ⅱの第三条は以下のように規定する。

第三条 下名の全権委員によって代表される政府は、また、ラテンアメリカ核兵器禁止条約の締約国に対し、核兵器を使用しないことまたは使用するとの威嚇を行なわなないことを約束する。

この規定により核兵器の使用または使用の威嚇が明確に禁止されていると考えられるが、この規定に関連して各

核兵器国は、その署名または批准に際してさまざまな宣言⁽¹⁾を行なっている。

まず英国は、「条約締約国による侵略行為が核兵器国により支持されている場合には、付属議定書Ⅱで約束されているとみなされる範囲を再検討する自由をもつ」と述べており、米国も、「締約国による武力攻撃が核兵器国により援助されている場合には、条約第一条の下における締約国の義務と矛盾するものと考えざるを得ないであろう」と主張している。さらにソ連も同様に、「条約当事国によって行なわれるその非核の地位と一致しない行動、並びにまた条約当事国による侵略行為が核兵器保有国の支持を受けているかまたは核兵器保有国と共同して行なわれることは、条約の下でのこれらの国家の義務に矛盾するものとソ連によりみなされるであろう。そのような場合には、ソ連は付属議定書Ⅱの下でのその義務を再検討する権利を留保する」と述べている。

フランスは、「議定書第三条に規定されている義務が、国連憲章第五一条で確認されている自衛権の完全な行使に何ら障害を伴わないものと解釈する」と宣言している。

これらに対して中国は、「ラテンアメリカの非核兵器国およびラテンアメリカ非核兵器地帯に対して決して核兵器を使用しないし、使用の威嚇を行なわない」と述べている。

まず英国、米国およびソ連の主張は内容的には同様のものであり、ここでは「締約国による侵略行為または武力攻撃が発生した場合」で、かつ「核兵器国の支持または援助を受けている場合」において、核兵器使用禁止の義務を履行しえないことがあることが宣言されている。さらにこのことは、締約国が条約第一条で引き受けている義務と矛盾するものであると主張されている。

米国軍備管理軍縮庁は、上院外交委員会においてこの解釈宣言の意味を以下のように説明している。

核兵器を使用せずまたは使用の威嚇を行なわないという約束は、条約第一条の下で締約国が引き受ける約束との相互関係にお

いてなされたものである。……これらの基本的義務に矛盾する行動は、我々の不使用の約束にとつての対価の不履行を構成するので、したがって我々の不使用の約束はもはや拘束力のないものであるとみなすことを許すような重大な義務違反を構成する。この原則は、締約国による武力攻撃が核兵器国により援助されている場合にはそれにも適用される、という我々の理解を明らかにするために、上述の解釈宣言を行なっている。⁽²⁾

米国の統合参謀本部も同様に、「不使用は当事国がその約束を遵守していることを条件としている。もし核兵器が締約国に持ち込まれたら、また、当事国が武力攻撃を行ないそれが核兵器国に援助されているならば、それらは共に条約義務に違反していると考える」と述べている。⁽³⁾

フランスは、核兵器使用禁止義務が憲章第五条の自衛権の行使を害しないと述べ、そこで締約国による「武力攻撃」の場合には核兵器使用禁止義務を履行しない可能性を示唆している。

以上のような各核兵器国の宣言を考慮しつつ、本章において付属議定書Ⅱにおける核兵器使用禁止義務の内容を明らかにする。そのためにまず、付属議定書Ⅱにおける核兵器使用禁止の義務と国連憲章の下における武力行使禁止の義務との関連を検討し、次に条約義務違反の場合における核兵器使用禁止義務の解除の問題を取り扱う。そして最後にそれらの検討を基礎に付属議定書Ⅱにおける核兵器使用禁止義務の性質および内容を明らかにする。

(二) 核兵器使用禁止と国連憲章との関連

一九六九年九月五日のラテンアメリカ核兵器禁止機構(OPANAL)総会の決議 I (1) の前文において、「総会は、……このような義務は本質的には、国連憲章の下で引き受けられている一般的な義務を特定の場合に適用することに外ならないのであり、その義務を国連のすべての加盟国は憲章第二条の下で『誠実に履行する』ことを厳

爾に約束していることを確信し」と規定されている。

このラテンアメリカ核兵器禁止機構総会で表明された考えは、その後国連総会でも確認されているのであり、一九七〇年の国連総会決議2666 (XXV) において総会は、これらの義務が国連憲章の下で引き受けられた一般的な義務と完全に一致するものであることを確信している。メキシコはこの点に関して、「これらのコミットメントは負担を負わせるものではなくない。そこには、国連憲章から生じる一般的義務から何らかの方法でそれるものはない。国連のすべての加盟国は、その一般的義務を憲章第二条に従って誠実に守ることを厳粛に約束している」と述べている。

第三条の義務と国連憲章上の義務との関連について、英国も、一九六七年の国連総会において、付属議定書Ⅱの義務を引き受けると述べた後、「国連のすべての他の加盟国と同様に、我々は武力の威嚇または使用を差し控えるという憲章によって我々に課された義務を受け入れている。我が国は侵略のために核兵器であれその他のものであれいかなる兵器をも使用しないことを繰り返す」と述べている。

国連憲章第二条第四項は「武力による威嚇または武力の行使」を一般的に禁止している。しかし国連憲章第五条は、「武力攻撃が発生した場合」に、安全保障理事会が必要な措置をとるまで、加盟国が自衛権を行使できることを定めている。したがって第五条の自衛権の行使としての武力行使の可能性との関連で、付属議定書の義務、特に第三条の義務を検討しなければならない。

まず、核兵器国は、一般的には、自衛の際における核の先制使用の可能性——すなわち通常兵器による武力攻撃の際に核兵器を用いて自衛権を行使する可能性——を排除していないことが注目されるべきである。たとえば第三二回国連総会において、カーター大統領が、「我々は自衛の場合を除いて核兵器を使用しないであろう。すなわち

合衆国、その領域または軍隊に対する核兵器または通常兵器による現実の攻撃、あるいは我々の同盟国に対するそのような攻撃の場合を除いてである」と述べているところ(8)にこの考えは顕著に表われているし、ソ連も同様の考えに立っている。

一般的に言つて、核兵器国による国連憲章の解釈によれば、国連憲章による武力行使の規制は、それが侵略であるかあるいはそれに対する自衛であるかという側面から行なわれているのであつて、武力行使の形態が核兵器であるか通常兵器であるかという側面から行なわれているのではない。この解釈を立てば、ラテンアメリカ諸国のみによる武力攻撃の場合に、それは通常兵器で行なわれるものであるが、核兵器国は核兵器使用禁止の義務から免れることになる。

しかし付屬議定書Ⅱの批准および署名に際して米國、英國およびソ連が行なつた宣言によれば、付屬議定書Ⅱの義務の遵守を再検討することが必要になるのは、「条約締約国による武力攻撃あるいは侵略行為が発生した場合」でかつ「それが核兵器国の支持または援助を受けている場合」である。ラテンアメリカ非核兵器地帯に対しては、米英ソ三国は特別な制度を取り入れていることになる。これは非核兵器地帯を構成する國家が、通常の國家とは異なり、核兵器に關してほぼ全面的にその活動が禁止されることを条約によつて約束していることによる。

ガルシア・ロブレス (A. Garcia Robles) は、米國の上述の解釈宣言に対して、「それは誰も疑問を發しようとしな⁽⁹⁾い自明の理を述べていることは疑いない」と述べ、米國の解釈宣言を全面的に受け入れている。

米國、英國およびソ連の宣言において、「核兵器国の支持または援助を受けている場合」という条件が加重されることにより、ラテンアメリカ諸國自身のみによる武力攻撃の際に、核兵器国が核兵器を使用する可能性はその宣言によれば排除されている。しかしこのことは、核兵器国の援助による核攻撃に対する反撃としてのみ核兵器使用

の可能性が残されていることを必ずしも意味するわけではない。核兵器国から援助を受けている場合には、たとえ武力攻撃が通常兵器のみによって行なわれている場合であっても、核兵器国は核兵器を使用する可能性を保持しているからである。この点に関してロビンソン (D. Robinson) は、「米国の『不使用』に関する目的は、……核兵器国が、『核の傘』または通常軍備支援を提供することにより締約国を武力攻撃において援助するような……限定的な場合を含めようとするように思える」と述べている。⁽¹⁰⁾

米英ソがこのような規定の仕方を採用したのは、核兵器国が締約国の武力攻撃を援助している場合には、核兵器が使用される恐れがあるからである。したがってこの方式は、核兵器による攻撃の場合に核兵器により自衛するというパターンに限られないけれども、「核兵器国による援助」という形式を取り入れることにより、核兵器による攻撃に備えていることを示している。

この方式はその後核兵器国により広く採用されており、たとえば米国は、一九七八年の国連軍縮特別総会⁽¹¹⁾で大統領の宣言として以下のように述べている。

核兵器国と同盟した国による、または攻撃を実行し維持するのに核兵器国と結びついた国による、米国、その領域または軍隊、もしくは米国の同盟国に対する攻撃の場合を除いて、米国は、核兵器不拡散条約の当事国または核爆発装置を取得しないという同等の国際的に拘束力ある約束の当事国であるいかなる非核兵器国に対しても、核兵器を使用しない。⁽¹²⁾

英国も国連軍縮特別総会において、同様の宣言を行なっている。⁽¹³⁾ これらの宣言は付属議定書Ⅱとその方式が似かよっているが、核兵器国の一方的宣言にすぎないのであって、付属議定書Ⅱのように正式の国際条約ではないので、法的効力に関して問題が残されている。

次に、フランスの宣言は、「フランス政府は、議定書第三条に規定されている義務が国連憲章第五一条で確認さ

れている自衛権の完全な行使に何らの障害をも伴わないものと解釈する」と述べている。フランスの宣言は、上述の米英ソ三国のように詳細には規定していないので、第五条の自衛権の行使についてその範囲が明確ではない⁽¹⁴⁾。このフランスの宣言に関して、ラテンアメリカ核兵器禁止機構 (OPANAL) 事務局長の 에스ドエール (H. G. Espiell) は、「もし通常兵器による侵略に対して、核兵器によって防衛することが可能であるというような解釈をそのテキストから引き出そうとするならば、その問題は極めて議論の余地のあるものとなるだろう」と述べ、その理由を以下のように説明している。

核兵器の使用は、核攻撃に対する反撃の場合にのみ正当化される。なぜなら核攻撃に対して通常兵器で対応しようと考えることは論理的でないからである。核兵器の使用禁止は、この場合にのみ、自衛の「固有の」権利の前に消滅する。その自衛の固有の権利は、核攻撃と同じ性質の防衛的軍備により反撃する能力を含む。核攻撃に対する核兵器の使用は——侵略に反撃するため使用される手段の合理性および均衡性という古くからの法原則により——核兵器の禁止という一般原則に対する唯一の例外である。それは国連総会により繰り返し確認されており、また法的に有効であると普遍的な意識により承認されている⁽¹⁵⁾。

彼の考えによれば、自衛権行使の要件の中にすでに攻撃との均衡性という要素が含まれており、さらに自衛の手段は攻撃と同じ性質の軍事要素に限られている。オCONNELL (D. P. O'Connell) も、「自衛に用いられる武力は、脅威に対し均衡のとれたものでなければならぬ」と述べているが、自衛の要件に均衡性を含めることに一般的に一致があるわけではない⁽¹⁸⁾、さらに同じ軍事要素に限られるかどうかも明白ではない。

このような背景から考えるならば、OPANAL 総会の決議 I (I) で述べられていること、すなわち付属議定書 II の義務は国連憲章上一般的に引き受けられている義務の具体化にすぎないという確信の解釈としては、自衛権の中に均衡性を内在させ、核攻撃に対する核兵器による反撃のみが国連憲章上許されている、というのがラテンアメ

リカ諸国の考えであろうと思われる。

したがって、ラテンアメリカ諸国は、非核兵器地帯の設置に関連させて、核兵器の使用を核攻撃に対応する場合に限るという解釈が憲章第五条の自衛権に関する解釈であると主張しているのである。他方核兵器国は、一般的には通常兵器による攻撃の場合にも核兵器の使用を排除しない、という解釈を憲章第五条に関してとりながらも、非核兵器地帯の構成国に対しては、「核兵器国の援助をうけて」攻撃している場合にのみ核兵器使用の可能性を排除しないという態度を示している。

このように両者の第五条の解釈には若干の相違が残されているが、核兵器国が、非核兵器地帯に関する限りにおいては、均衡性に近い考えを持ち込んできていることは注目に値する。したがって、非核兵器地帯の構成国が「核兵器国の援助」を受けない限り、核兵器国の自衛権の行使は均衡性という要素を含むものとなっていると考えられる。

(三) 条約義務違反と核兵器使用禁止義務の解除

米国は、「締約国による武力攻撃が核兵器国に援助されている場合には、条約第一条の下における締約国の義務と矛盾するものと考えざるを得ないであろう」と述べているし、ソ連も、「条約当事国によって行なわれるその非核の地位と一致しない行動、並びにまた条約当事国による侵略行為が核兵器保有国の支持を受けているかまたは核兵器保有国と共同して行なわれることは、条約の下でのこれらの国家の義務に矛盾するものとソ連によりみなされるであろう」と述べている。そしてこれらの条約義務違反の場合に、当然に付属議定書Ⅱの下における核兵器国の義務を再検討しなければならないと主張している。すなわち核兵器国が核兵器使用禁止義務を遵守するのは、条約

締約国がその義務を遵守している限りにおいてである、と核兵器国は主張しているのである。

ロビンソン (D. Robinson) もこれに関して、「ラテンアメリカの当事国に向けられた議定書Ⅱにおける『不使用』の約束は、その当事国が条約上の約束を遵守していることを条件としている。たとえば、締約国が核兵器を得したり、またはその領域への核兵器の導入を許可するような場合には、その国はそうすることによって条約第一條の下での義務に違反していることになり、米国はその当事国に対して議定書Ⅱの下で引き受けたいかなる義務からも即時に解放されるであろう。……国際法の下においては、契約法におけると同様に、ある当事国による重大な違反は他の当事国に対し関連した約束の履行を免除するであろう」と述べている。⁽¹⁹⁾

この問題は、条約違反の結果として行なわれる条約の終了または運用停止の問題であり、ウィーン条約法条約第六〇条で取り扱われている。それに関する国際法委員会のコメンタリーも、まず、「法律家の大多数は、一方の当事国による条約違反は、他方の当事国がその条約を廃棄するか、または条約に基づく自らの義務履行を停止する権利を生ぜしめることを認めている」と述べている。⁽²⁰⁾

この問題に関する国際法委員会の条約法案は、その第五七条第二項(c)において、以下のように規定していた。

2 一当事国による多数国間条約の重大な違反は、……………

(c) その条約の性質上一当事国によるその条約の規定の重大な違反が、その条約に基づく義務の履行に関するすべての当事国の立場を根本的に変えるものであるときは、他のいずれの当事国に対しても自国について条約の運用を停止する権利を与え

る。

ここでは条約の運用を停止する権利が認められており、これに関するコメンタリーにおいて国際法委員会は、「第二項(c)は、特殊なタイプの条約、例えば軍縮条約のように、一当事国による違反が全当事国間における条約の

制度全体を害することになりやすい条約について、各国政府のコメントにおいて提起された問題を取り扱うことを意図している」と述べていた。このように国際法委員会草案の段階では、軍縮条約を念頭において、この種の条約の場合には、条約の運用を停止することが権利として他のすべての当事国に認められていた。

しかし、最終的に採択された条約においては、条約の運用を停止する権利は認められず、ただ条約の運用を全部または一部停止するための根拠として、その違反を援用する権利が与えられるにとどまった。これは軍縮条約のよる特殊なタイプの条約を念頭において作成された条項が、その適用の際に一般的に拡大され濫用されるのを惧れたからであると思われる。

軍縮条約において、一当事国の重大な違反が、他の当事国に対し条約を廃棄しまたは運用停止する権利を与えるであろうことは、上述の国際法委員会の考えおよび以下に述べる理由により一般に認められていると考えられる。この第二の根拠は、現代軍縮国際法の一つの特徴である「条約の廃棄権または条約からの脱退権」という考えである。

ラテンアメリカ核兵器禁止条約第三〇条は廃棄に関して以下のように規定しており、これは付属議定書Ⅱ第四条により付属議定書Ⅱにも適用される。

第三〇条Ⅰ ……………。いずれの締約国も、この条約あるいは付属議定書ⅠおよびⅡの内容に関連する事態で一または以上の締約国の至高の利益あるいは平和と安全に影響を及ぼすものが発生しており、または発生するおそれがあると廃棄する国が認める場合には、事務局長に通告することにより、この条約を廃棄することができる。

2 廃棄は、事務局長に対し関連署名政府が通告を行なった後三カ月で効力を生じる。……………

この一方的な条約の廃棄権または条約からの脱退権は、現代軍縮国際法の一つの特徴である。これは一九六三年

の部分的核実験禁止条約第四条で初めて用いられて以来、一九六七年のラテンアメリカ核兵器禁止条約のほか、一九六八年の核兵器不拡散条約第一〇条第一項、一九七一年の海底核兵器禁止条約第八条、一九七二年の生物兵器禁止条約第一三条第二項、一九七二年のABM制限条約第一五条第二項、一九七二年の戦略攻撃兵器制限暫定協定第八条第三項、一九七四年の地下核兵器実験制限条約第五条第二項、および一九七九年の戦略攻撃兵器制限条約第一九条第三項で規定されている。

この廃棄権または脱退権の内容は、上述のラテンアメリカ核兵器禁止条約第三〇条の規定からも明らかのように、条約に関連する事態で、それが締約国の至高の利益に影響すると廃棄または脱退しようとする国が考えるものが生じた場合に、三カ月または六カ月の予告で条約の拘束から免れることができるというものである。この場合には、他の条約当事国の違反を必ずしも前提とはしないし、自国の至高の利益に影響するか否かの判断もこの権利を行使する国家の主観的な判断に従う。ただこの効力が生じるのが通告の三カ月もしくは六カ月後とされていることが、廃棄権または脱退権を行使する際に当該国を規制する唯一のものであると言える。

軍縮条約は、上述のように、条約の違反がない場合でも、三カ月もしくは六カ月の予告という条件に縛られるのみで、かなり自由に、その国の主観的な政治的判断によって条約を廃棄し、または条約から脱退する権利を一般的に認めている。

以上のような状況をふまえるならば、軍縮条約の重大な違反の場合には、それにより影響をうける国は条約義務から免れることができるものと考えられる。

以上の一般的な検討から、核兵器国によるラテンアメリカ核兵器地帯への核兵器の使用禁止という問題を考察するならば、条約第一条で定められている義務はこの条約の中心をなす基本的なものであり、その義務の違反は

非核兵器地帯そのものの基礎を崩してしまふものとなる。したがって第一条第一項における核兵器の実験、使用、製造、取得の禁止、並びに核兵器の受領、貯蔵、設置、配備、所有の禁止に違反するラテンアメリカ諸国の行動は、非核兵器地帯そのものの存在を危うくするものであり、核兵器国が引き受ける非核兵器地帯の構成国に対する核兵器の使用禁止の前提そのものが消滅してしまふと考えられる。

さらに核兵器国は、「締約国による武力攻撃でそれが核兵器国に援助されている場合」も、条約第一条に違反するものとみなすという内容の宣言を行なっているし、その場合には核兵器使用禁止という核兵器国側の義務を免れさせるものであると述べている。

この条約および付属議定書Ⅱは、核兵器の問題に関するものであって、通常兵器には何らの関わりをもたないものである。したがって締約国が武力攻撃を行なうことは、国連憲章に違反するとしても、この条約体制の関わる場所ではないので、締約国の武力攻撃が核兵器国の通常軍備により援助されている場合には、核兵器に何らの関わりもたないものであって、この条約の義務違反は生じないように思われる。

核兵器国の宣言の文言から、他の核兵器国の通常軍備による援助の場合も含まれると理解する余地があるとしても、核兵器国自身がそのような場合を条約第一条の義務違反であると述べているところからも明らかのように、他の核兵器国の援助が核兵器と全く関係なしに行なわれる場合には条約義務違反の問題は生じないのであって、そのような場合には核兵器使用禁止義務を解除するものとはならないと考えられる。

ただ条約第一条第二項は、「締約国は、また、核兵器の使用、製造、生産、所有もしくは管理に直接または間接に関与し、これらを奨励しもしくは許可し、または方法のいかんを問わず、これらに参加することを慎しむことを約束する」と規定しており、核兵器に何らかの形で関与することを全面的に禁止しているので、その禁止は広範囲

にわたるものであるが、その場合でも何らかの形で核兵器が関連していることが必要条件となつていると考えられる。

非核兵器地帯の地位を厳格に守るためには、ラテンアメリカ諸国は核兵器の完全な不存在という状態を維持しなければならず、そのことは当然に核兵器国との結びつきを弱めていくものである。逆に言えば、非核兵器国が核兵器から遠ざかれれば遠ざかるほど、核兵器国による核兵器使用禁止の義務を受け入れやすくするものとなる。このことは、非核兵器国の側における非核の状態が厳格なものとなるほど、核兵器国の側からの核兵器使用禁止の義務が明確なものになることを示している。

(四) 付属議定書Ⅱにおける核兵器使用禁止義務の性質と内容

最後に、以上の検討に基づいて、ラテンアメリカ核兵器禁止条約付属議定書Ⅱ第三条に規定された核兵器使用禁止義務の性質と内容を明らかにする。国連軍縮特別総会に先立つその準備委員会に対し、国連事務局が作成したワーキングペーパーの一つに、「核兵器の使用の禁止に関するさまざまな提案の起源、発展および現状の包括的研究」というの⁽²³⁾があり、その研究によれば、付属議定書Ⅱに規定されているのは核兵器使用の無条件禁止であるとして分類⁽²³⁾されている。

核兵器使用の無条件禁止として、その他に核兵器不拡散条約追加議定書案Ⅲが挙げられている。その第一条(a)は、核兵器不拡散条約の被寄託国政府すなわち米英ソ三国が、その領域に全く核兵器の存在しない非核兵器国で条約の当事国であるものに対し、決していかなる場合にも核兵器の使用もしくは使用の威嚇を行なわないこと、を規定⁽²⁴⁾していた。この追加議定書案Ⅲにおいては、「決していかなる場合にも (never and under no circumstances)」

という文言が挿入されており、無条件禁止であることが明確に示されている。

他方、この研究における核兵器使用の条件付禁止の例としては、一九五四年の英仏共同提案が挙げられており、それは、諸国家は侵略に対する防衛の場合を除いて（*except in defence against aggression*）、核兵器の使用は国連憲章の用語に従い禁止されているものとみなす、というものである。⁽²⁵⁾

この研究における核兵器使用の条件付禁止というのが、米英仏ソなどの核兵器国の一般的な態度であるにもかかわらず、ラテンアメリカ核兵器禁止条約付属議定書Ⅱの場合は、この研究では無条件禁止として分類されている。米英仏ソの宣言により、完全な無条件禁止とは言えないという解釈が残されているとしても、非核兵器地帯の構成国が「核兵器の完全な不存在」という状態を維持している限りにおいて、すなわち第一条の義務を完全に遵守している限りにおいて——その限りにおいて非核兵器地帯でありうる——、核兵器の無条件禁止が妥当するものと考えられる。

非核兵器地帯の構成国に対する核兵器の使用禁止という義務を引き出した要因としては、次の二つのものが考えられる。まず第一は、国連憲章第二条第四項における「武力による威嚇または武力の行使の禁止」という現代国際法の一大原則である。これとの関連で問題になるのは、すでに詳しく検討したように、第五条の下における自衛権の問題である。

より重要な第二の要因は、現代軍縮国際法の検討の際に、また軍縮交渉の過程で常に中心的な役割を果たしてきた「核兵器国と非核兵器国の義務のバランス」という原則である。現代軍縮国際法の主要な特徴は、核兵器国と非核兵器国を分離し、前者に有利な形で国際関係を規律していこうとする「核・非核兵器国体制」の形成であるが、この体制は矯正されなければならないものであって、その際の原因が、「核兵器国と非核兵器国の義務のバランス」

という原則である。⁽²⁶⁾

非核兵器地帯は、非核兵器国のイニシアティブにより、その地帯において完全に核兵器の存在しない状態を維持しようとするものであり、非核兵器国の義務は核兵器の取得または製造の禁止は言うまでもなく、核兵器の配備をも禁止するものである。「核兵器国と非核兵器国の義務のバランス」の原則の観点より考えるならば、このように非核兵器地帯を構成する非核兵器国が重大な義務を引き受けるのであるから、そしてそれと共に極めて厳格な国際検証制度を備えるのであるから、これらに対して核兵器国は、核兵器国として一定のバランスのとれた義務を引き受けるべきであると主張される。核兵器国はこの要請に応えて付属議定書Ⅱに署名および批准を行なっていると考えられる。

したがって、国連憲章第五一条の下での自衛権の行使が、一般に核兵器国が主張するように通常兵器による武力攻撃に対して核兵器を使用することをたとえ認めているとしても、非核兵器地帯の場合には、「核兵器国と非核兵器国の義務のバランス」という原則からして、通常兵器による武力攻撃に対して核兵器を使用することはできないという核兵器使用の無条件禁止が認められているのである。すなわち、非核兵器地帯の場合には、非核兵器地帯を構成する非核兵器国の側において条約の完全な遵守が続く限り、核兵器使用の無条件禁止を規定していると結論できらるであらう。

(1) 各核兵器国の宣言に関しては、本稿一二九頁、一三二頁、一三五頁、一三九頁、一四三頁。

(2) *Additional Protocol II to the Latin American Nuclear Free Zone Treaty, Hearings before the Committee on Foreign Relations, United States Senate, Ninety-First Congress Second Session and Ninety-Second Congress First Session on Executive H, 91st Congress, 2d Session, September 22, 1970, and February 23, 1971, p. 20.*

- (3) *Ibid.*, p. 39.
- (4) CCD/268, 15 September 1969, in *Documents on Disarmament 1969*, p. 448.
- (5) A/C. 1/PV. 1758, 12 November 1970, in *Documents on Disarmament 1970*, p. 583.
- (6) A/C. 1/PV. 1508, 26 October 1967, para. 17.
- (7) A/32/PV. 18, 4 October 1977, para. 47.
- (8) この問題については『*World Armaments and Disarmament: SIPRI Yearbook 1976*, pp. 14-16. 参照。
- (9) Alfonso Garcia Robles, "The Treaty for the Prohibition of Nuclear Weapons in Latin America (Treaty of Tlatelolco)," *SIPRI Yearbook of World Armaments and Disarmament 1969/70*, pp. 231-232.
- (10) Davis R. Robinson, "The Treaty of Tlatelolco and the United States: A Latin American Nuclear Free Zone," *The American Journal of International Law*, Vol. 64, 1970, p. 304.
- (11) 国連軍縮特別総会における、核兵器使用禁止に関する議論については、拙稿「軍縮と非核兵器国の安全保障——国連軍縮特別総会における議論を中心として」『国際法外交雑誌』第七八巻第四号、一九七九年九月、一—三六頁参照。および国連軍縮特別総会一般については、拙稿「国連軍縮特別総会の意義——最終文書の検討を中心に——」『ジュリスト』一九七八年一〇月一日号（第六七四号）、八八—九三頁参照。
- (12) A/S-10/AC. 1/30, 13 June 1978, p. 1.
- (13) A/S-10/PV. 26, 28 June 1968, p. 4.
- (14) ノランズは、国連軍縮特別総会において、非核兵器地帯に対する核兵器の不使用の保証を与えることについては、極めて積極的な態度を示している（A/S-10/PV. 3, 25 May 1978, p. 17.）。
- (15) Hector Gros Espiell, "La Signature du Traité de Tlatelolco par La Chine et La France," *Annuaire Français de*

- Droit International 1973*, p. 143.
- (19) *Ibid.*, p. 143.
- (17) D. P. O'Connell, *International Law*, Second Edition, Volume One, 1970, p. 318.
- (18) 横田喜三郎も自衛権の概念に均衡性を含めるが(横田喜三郎『自衛権』、有斐閣、昭和二十六年、五二頁)。クニンは、均衡性は第五一条とは含まれていない(Josef L. Kunz, "Individual and Collective Self Defense in Article 51 of the Charter of the United Nations" *The American Journal of International Law*, Vol. 41, No. 4, October 1947, p. 877)。
- (16) Davis R. Robinson, *op. cit.*, pp. 303-304.
- (20) Draft Articles on the Law of Treaties with Commentaries, Adopted by the International Law Commission at its Eighteenth Session, *United Nations Conference on the Law of Treaties, First and Second Sessions, Official Records*, p. 73.; 小川芳彦「国際法委員会条約法草案のコメントリー(五)」、『法と政治』第二十卷第二・三・四号、一九五頁。
- (21) *Ibid.*, p. 75.; 小川「前掲論文」一九八頁。
- (22) *A Comprehensive Study of the Origin, Development, and Present Status of the Various Alternatives Proposed for the Prohibition of the Use of Nuclear Weapons*, A/AC. 187/71, 19 August 1977.
- (23) *Ibid.*, p. 15.
- (24) NPT/CONF/30/Rev. 1, 30 May 1975. これは一九七五年の核兵器不拡散条約第一回再検討会議に、エカアドル、ガーナ、メキシコ、ナイジェリア、ヘル、ルーマニア、スーダン、ザイールの八カ国により提出されたが、核兵器国の強い反対に会い、採択されるには至らなかった。
- (25) DC/SC. 1/10, 11 June 1954, in *Documents on Disarmament 1945-1959*, Vol. I, p. 423.
- (26) この問題の検討に関しては、拙稿「核兵器国と非核兵器国の義務のバランス——現代軍縮国際法の新しい視座——」、『法

政理論（新潟大学法学会）第一〇巻第三号、一九七八年三月、一―六七頁参照。

むすび

本稿において、ラテンアメリカ核兵器禁止条約によって設置された非核兵器地帯と、それを構成する非核兵器国の安全保障の強化の問題を検討した。非核兵器地帯の設置が非核兵器国の安全保障を強化する一つの有力な手段であることは一般的に認識されている。そこで本稿では現在唯一の非核兵器地帯であるラテンアメリカ非核兵器地帯を、主としてその付属議定書Ⅱの検討を通して研究することにより、非核兵器国の安保保障の強化という問題を考察した。

本稿は、別の観点から考えるならば、核兵器使用禁止問題の研究である。核兵器使用禁止の問題はさまざまな側面から研究されているし、これに関する重要な国連総会決議も存在する。さらにこの問題に関する条約案もいくつか提出されている。しかし現在のところ明確な条約上の規定として核兵器使用禁止を規定しているのは、この付属議定書Ⅱのみである。

したがって本稿では、上述の問題をさまざまな角度から検討した。第一章において、ラテンアメリカ核兵器禁止条約および特にその付属議定書Ⅱの形成過程を検討することにより、非核兵器地帯を設置しようとする非核兵器国側の考えを明らかにした。

第二章においては、逆の立場にある核兵器国の態度を検討し、各核兵器国が非核兵器地帯に対してどのように対応してきたかを明らかにした。そこにおいて各核兵器国が非核兵器地帯一般に対して、またラテンアメリカ非核兵

器地帯に対してどのように考えているかが明らかにされ、どのような背景でまたどのような理解の下で付属議定書Ⅱの署名および批准へと導かれたかが明らかになった。

第三章においては、主として核兵器国側からラテンアメリカ非核兵器地帯に関して指摘された問題点を検討した。これらの点は、非核兵器地帯の法的概念にとつて極めて議論の多い問題であり、今後の非核兵器地帯の設置に關しても重要なものである。

第四章は本稿の中心であり、以上の検討をふまえて、非核兵器地帯の設置と非核兵器地帯に対する核兵器使用禁止の關係を明らかにした。すなわち非核兵器地帯を構成する非核兵器国の安全保障の強化のために、非核兵器地帯が果たす役割を考察し、非核兵器地帯の設置は、核兵器使用禁止義務を引き出すための有力な手段であることを明らかにし、非核兵器地帯が非核兵器地帯である限り、つまりそれを構成する非核兵器国が条約義務を遵守している限りにおいて、ここでの核兵器使用禁止は無条件のものであることを明らかにした。

現在、世界中のさまざまな地域で非核兵器地帯の設置が主張されており、他方において、核兵器国が一定の条件を備えた非核兵器国に対する核兵器使用禁止を宣言している。このことは、現在の「核・非核兵器国体制」を「核兵器国と非核兵器国の義務のバランス」という原則によって矯正し、核兵器使用禁止の範囲を拡大していこうとする世界的な動きの表われである。したがって、非核兵器地帯の設置は、その地帯の構成国の安全保障を強化するばかりではなく、国際の平和と安全をも強化するものであると考えられる。

(一九七九・一一・三〇)

(本稿は昭和五三年度文部省科学研究費奨励研究Aによる成果の一部である。)